

平成22年第1回
笠間市議会定例会会議録 第3号

平成22年3月16日 午前10時00分開議

出席議員

議長	28	番	市	村	博	之	君
副議長	17	番	町	田	征	久	君
	1	番	小	磯	節	子	君
	2	番	石	田	安	夫	君
	4	番	野	口		圃	君
	5	番	藤	枝		浩	君
	6	番	鈴	木	裕	士	君
	7	番	鈴	木	貞	夫	君
	8	番	西	山		猛	君
	10	番	石	松	俊	雄	君
	11	番	畑	岡		進	君
	12	番	海老	澤		勝	君
	13	番	萩	原	瑞	子	君
	14	番	中	澤		猛	君
	16	番	横	倉	き	ん	君
	18	番	大	関	久	義	君
	19	番	野	原	義	昭	君
	20	番	杉	山	一	秀	君
	21	番	柴	沼		広	君
	23	番	須	藤	勝	雄	君
	24	番	石	崎	勝	三	君
	25	番	竹	江		浩	君
	26	番	常	井	好	美	君
	27	番	海老	澤	勝	男	君

欠席議員

	3	番	蛭	澤	幸	一	君
	15	番	上	野		登	君
	22	番	小園	江	一	三	君

出席説明者

市長	山口伸樹君
副市長	渡邊千明君
教育長	飯島勇君
市長公室長	青木繁君
総務部長	小松崎登君
市民生活部長	打越正男君
福祉部長	岡野正三君
保健衛生部長	仲村洋君
産業経済部長	岡井俊博君
都市建設部長	橋本雅晴君
上下水道部長	大和田俊郎君
教育次長	深澤悌二君
消防長	杉山豊君
会計管理者	光又千尋君
笠間支所長	藤枝勉君
岩間支所長	横田文夫君

出席議会事務局職員

事務局長	高野幸洋
事務局次長	前嶋晃司
次長補佐	内桶秀男
主査	高野一
主幹	川野輪良子
事務補	篠崎三枝子

議事日程第3号

平成22年3月16日(火曜日)

午前10時開議

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 一般質問

1. 本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 一般質問

午前10時00分開議

開議の宣告

議長（市村博之君） 皆さんおはようございます。

ご報告申し上げます。

ただいまの出席議員は23名であります。本日の欠席議員は、3番蛭澤幸一君、15番上野登君、22番小園江一三君、26番常井好美君であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議に、地方自治法第121条の規定により出席を求めた者及び議会事務局職員の出席者は、お手元に配付いたしました資料のとおりであります。

議事日程の報告

議長（市村博之君） 日程についてご報告申し上げます。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付いたしました議事日程表のとおりでございます。

これより議事日程に入ります。

会議録署名議員の指名について

議長（市村博之君） 日程第1、会議録署名議員を指名いたします。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、7番鈴木貞夫君、8番西山 猛君を指名いたします。

一般質問

議長（市村博之君） 日程第2、一般質問を行います。

最初に、13番萩原瑞子君の発言を許可いたします。

13番（萩原瑞子君） 13番萩原瑞子でございます。通告に従いまして一般質問をいたします。

その前に、今議会に通告いたしました一般質問をまとめました後に、市長の22年度における施政方針が出されましたので、方針の幾つかについて私の考えを申し述べさせていただきます。

私が過去一般質問をいたしました中から、特に関心を持っている政策についてでございます。

一つといたしましては、高齢者人間ドックの助成事業を行うことです。

日本人の平均寿命は伸びており、生涯だれもが健康で生活したいと思っております。病気になるってかかる医療費と予防にかかる費用とを比べて見ると、予防費の方が少額で済みます。ドックによる早期発見もまた医療費の削減になり、身体的にも負担は軽減されます。高齢者のドックの助成事業は大変喜ばしいことと思います。

次に、笠間稲荷門前通り整備事業であります。

観光都市を宣言している笠間市は、観光の拠点、笠間稲荷神社を中心とする門前通りを整備することにより、観光の集客に努めていただきたいと思います。

次に、笠間地区の排水整備に伴う排水路の流下能力等の調査検討を行い、計画的に事業を実施する政策です。

これらは、昨年8月のかつてない集中豪雨による浸水等の被害に遭遇し、各区長さんから数多くの要望書が出されていると思います。要望書を出されている区長さんへ、市としての取り組み、排水路の調査検討を行うことを早い時期に回答していただきたいと思います。要望書を出してもなかなか返事をもらえないとの声を聞きますので、排水整備にかかわる進捗状況を随時報告していただくことをお願いいたします。

それでは、一般質問に入ります。

初めに、下水道についてお伺いをいたします。

公共下水道、集落排水の接続に当たる台所からの排水のところに、油を分離し回収するための油分離柵を設置することを義務づけていましたが、今回、実際取りつけてある分離柵を幾つか見て回り、分離柵についての疑問を感じました。

分離柵には常に雑排水がたまり、悪臭がします。その対策として、市は、分離柵を定期的に清掃するように指導をしています。しかし、この清掃は大変と感じている人が多く、清掃をほとんどしていないところもありました。

公共下水道の完備は清潔で快適な生活ができると思っていた者にとっては、今後高齢化していく中で管理をどのようにしていけばよいのか、不安に思っている人も多いのではないのでしょうか。

ところが、最近の下水道の接続を見ると、分離柵の取り付けはなく、雑排水がたまらないため大変清潔であると思いました。いつ、どのような状況で設置の方法を変えたのでしょうか。また、油分離柵を設置している家庭に対しては、どのように対処していくのでしょうか、お伺いをいたします。

次に、公共施設の使用と使用料についてお伺いをいたします。

施設使用について。

一つ、笠間市総合公園内のテニスコートは、平地より1メートルぐらい高くなっていて、大会のときなどは、応援、見物するのに大変不便であります。コートの高さに合わせてのり面を高くすることにより、使いやすくなるのではないかと思います。

二つ、乳幼児休憩室、授乳、おむつ交換の設置をされていないところが多く、大変不便に感じています。子育てに手厚い支援をしている笠間市としては、早急に設置すべきと思っております。

以上、二つについてお伺いいたします。

次に、使用料についてお伺いいたします。

笠間市総合公園、笠間市民体育館を使用するに当たり、使用料に疑問を感じています。一般人が使用する際、総合公園は有料であります。夜間であれば、電気料金としての使用料を負担するのは理解できます。体育館は、昼間でも館内の電気を点灯して使用していても無料です。使用するに当たり、屋内、屋外とではどのように違うのでしょうか。また、どのような判断で使用料を決めているのでしょうか。

さらに、総合公園で線引き等に使用する石灰は無料であります。有料とすべきと思いません。

2、市が管理する地区公民館は、無料で使用できます。使用の仕方によっては、使用料を負担してもらってもよいのではないかと思います。なぜなら、地区公民館は笠間市内全域に設置されておりません。

3、北山公園のパーベキュー施設の使用料は無料です。同じ施設であるあご天狗の森スカイロッジのパーベキュー施設は有料です。2カ所の利用状況はどのようになっているのでしょうか。また、使用料をどのように仕分けしているのでしょうか。北山公園のパーベキュー使用料を有料にすべきと思えます。

市の公共施設であっても、使う人、使わない人がいる限り、公平、公正として少額の受益者負担はあってもよいのではないかと考えております。公での使用に減免措置は当然すべきであります。施設の使用料についてお伺いいたします。

以上で、1回目の質問を終わります。

議長（市村博之君） 上下水道部長大和田俊郎君。

〔上下水道部長 大和田俊郎君登壇〕

上下水道部長（大和田俊郎君） 13番萩原議員のご質問にお答えいたします。

まず、1点目のどのような状況で設置の方法を変えたのかということでございますが、分離柵については、合併前の旧岩間町では、施設の延命効果を期待し、農業集落排水事業において一般家庭への設置に取り組んでいたことから、公共下水道事業においても供用開始した平成14年度から義務づけておりました。旧笠間市と友部町では、飲食店など油が多量に出るおそれのある事業所に対しては、法に基づいて義務づけをしておりましたが、一般家庭への設置まではしておりませんでした。合併後は、油によるマンホールポンプの誤作動を減らし、施設の延命効果が期待できることから、笠間、友部地区の公共下水道においても一般家庭への設置を義務づけることとしました。

しかし、導入の方法において市民への周知が不十分であったため、議会でも導入の経緯

や法的根拠の質問があり、弁護士等に法的な相談をしたところ、現段階では、長期的な等価比較の実証データもない中では義務づけるには困難であることから、市民の理解を得るのは難しいと判断し、平成21年4月から義務づけから努力義務に改めた次第です。

ただ、全国の中では、滋賀県彦根市、佐賀県佐賀市や武雄市、山口県周防大島町などで分離柵の設置を推奨している市町村があることから、市としては、施設の延命効果を期待し、また水質浄化に対する意識の向上を図る上でも有効であると考えておりますので、今後も市民の皆様に分離柵の設置にご理解いただけるよう、PRに努めてまいりたいと思っております。

次に、2点目の分離柵を設置している家庭に対してどのようにしていくのかについてでございますが、市としては、分離柵の設置を推進していく観点から、何らかの支援策をとりたいと考えております。新年度からの実施に向け、今月中に支援策をお示ししたいと思います。

以上でございます。

議長（市村博之君） 26番常井好美君が着席いたしました。

教育次長深澤悌二君。

〔教育次長 深澤悌二君登壇〕

教育次長（深澤悌二君） 13番萩原議員のご質問にお答えいたします。

施設使用についてでございます。

総合公園のテニスコートは、設計上、外周部の排水機能を確保するため、緩やかなのり面としており、のりじりの排水溝に雨水が流れ込むような構造となっております。また、質の高いテニスコートを1面でも多く整備することで、皆様の要望にこたえられるよう6面を整備したものでございます。

総合公園は、土地の有効活用を図り、自然の地形を生かした施設整備を行っておりますので、見学、応援につきましては、テニスコート回りの現在あるスペースを利用させていただきたくお願い申し上げます。

続きまして、使用料についてでございます。

社会体育施設のうち、条例に使用料の料金規定が位置づけられているのは総合公園、市民体育館となっており、友部地区、岩間地区を含め、一部の施設を除き、無料で市民の皆様開放しております。

市民体育館は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律により教育施設として整備したものであり、幅広い年齢層の市民がいつでも気軽にスポーツに親しめる環境を提供できるようにしていることから、笠間市民体育館の設置及び管理に関する条例により、個人及び団体が営利を目的としない市民体育館を使用する場合は、減免措置を講じているところでございます。

総合公園は、都市公園法に基づき特定の協議を実施する占用施設であることから、条例

に基づき使用料の負担をいただいているところでございます。

次に、公民館につきましては、現在、笠間地区には12の地区公民館があり、教育施設として、おのおの地域性を生かした公民館事業に取り組んでいるところであります。これらの地区公民館については、笠間市立公民館の設置及び管理に関する条例に規定しておりますが、使用料については規定しておりません。

一方、笠間、友部、岩間公民館については、条例で使用料を規定しておりますが、営利業者の会議や研修、また笠間市以外の者が使用するときのみ徴収しているだけで、ほとんどの市内の活動団体に減免措置を講じているのが現状でございます。

今後、教育施設の料金見直しにつきましては、施設の設置目的や市内の他の施設との均衡及び近隣自治体における類似施設の料金なども参考に、検討してまいりたいと考えております。

また、ライン用石灰につきましても、料金の見直しの中で検討してまいりますので、よろしくお願い申し上げます。

議長（市村博之君） 総務部長小松崎 登君。

〔総務部長 小松崎 登君登壇〕

総務部長（小松崎 登君） それでは、萩原議員のご質問、公共施設の使用と使用料についての中の乳幼児休憩室、早急に設置すべきではないかというご質問にお答えをしたいと思います。

乳幼児休憩施設の設置につきましては、平成8年の4月に施行されました、茨城県人によさしいまちづくり条例によりまして、授乳用のいす及びおむつかえの場所を設ける基準が定められまして、平成14年4月1日からは、子育て支援の観点から、授乳及びおむつかえの場所につきまして整備基準が追加され、安心して快適に暮らせるための施設整備に努めなきゃならないということになっているわけでございます。

現在、市の施設で授乳及びおむつ交換の両方ができる施設でございますけれども、市民センターいわま内の子育て支援センターの中の「くりのこ」、それから笠間図書館でございます。ベッドなどおむつ交換のみができる施設でございますが、これにつきましては、本所、それから各保健センター、笠間公民館、友部図書館、行幸町のポケットパークトイレ、それから北山グラウンドのトイレなどなど16施設があるわけでございます。

また、子育て支援ガイドブックでお知らせしてありますように、専用の乳幼児休憩室ではございませんけれども、総合公園内におきましては事務室内の3畳の和室、工芸の丘におきましては、応接室が閉め切ることができるということもございまして、そこを仮の乳幼児休憩室ということで利用できるようなっているわけでございます。

さらに、平成18年度以降につきましては、バリアフリー新法というものが制定されまして、設置が義務づけられたことによりまして、現在設置しております。最近では、稲田駅前のトイレ、それから岩間中学校の中の地域交流センターと併設してある部分について、

おむつかえの場所を設置いたしているところでございます。

引き続きまして、今後やります福原駅、あるいは穴戸駅前のトイレ、こういったのにもおむつかえのための施設を設置するというふうに考えているところでございます。

また、平成18年以前の施設につきましてでございますけれども、設置スペースの確保など物理的な違いもありますけれども、各施設の実情を踏まえながら、空きスペースを利用するなど、乳幼児の休憩室、こういったものを設置してまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

議長（市村博之君） 産業経済部長岡井俊博君。

〔産業経済部長 岡井俊博君登壇〕

産業経済部長（岡井俊博君） 13番萩原議員のご質問にお答えいたします。

公共施設の使用料についてでございます。

まず、北山のバーベキュー施設の利用状況でございますが、平成21年度の利用者は、2月現在で、北山公園が7,753人、スカイロッジが1,693人でございます。

次に、利用料に対する基準ですが、北山公園とスカイロッジの設置目的や施設の内容、さらにはサービスの内容に違いがございます。

北山公園は、国有林を広く一般の方に開放し、市民が自然に親しみつつ、レクリエーション及び森林スポーツ活動を行う余暇施設として設置されております。また、昭和58年に林野庁からレクリエーションの森の指定を受けており、国民の保健及び休養に広く利用されることを目的としているところから、より多くの方に利用していただけるよう、バーベキュー施設やキャンプ場の施設利用料を無料としてきたところでございます。

一方、スカイロッジは、愛宕山を中心とした豊かな自然を楽しむことを主たる目的に、観光レクリエーションのための宿泊施設として整備されたもので、条例で使用料を有料と定めております。

なお、サービス内容につきましても、北山公園が利用者本人のセルフサービス方式であることに対して、スカイロッジは、管理棟に職員が常駐し、食材を販売したり、使用備品の準備から後片づけまでのサービスを提供しております。

このようにそれぞれの施設で設置目的等の違いがございますが、北山公園のバーベキュー施設は、平成24年度の南友部平町線の道路改良に伴い施設の一部が利用できなくなることから、施設の再整備やサービス内容を受益者負担を視野に入れて検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（市村博之君） 13番萩原瑞子君。

13番（萩原瑞子君） 下水道に関してなんですけれども、今回、私は、各家庭、取りつけのところを見て歩いたんですね。私の家には既に分離柵がついているんですけれども、

その分離柵が本当によく汚れるんですよ。最初つけたときに、市の方としては、1週間に一度ぐらいお掃除してくださいねということだったんですね。

私は18年の9月の定例会でも、この分離柵というのはどういう義務でつけるのか、またその効果というのはどういうことかということで質問をしております。そのときに、岩間地区がつけたので、その後合併して、友部、岩間にもそれを皆さんつけていただいて、施設の延命にもかかわるし、水の浄化にもかかわるといふことの答弁をいただきまして、そういった高い意識のもとにつけているのならばということで、私は一応そのときは納得したんですね。

ですけれども、今回、散歩をしておりましたところで、新しいお家が建ててあるところの下水道の設置を見ましたらば、こういった柵がないんですよ。それで、あれ、おかしいなと思って、入って行って聞きましたらば、今はつけなくてもいいんですよということなんですね。それで、見せていただきましたら、本当に柵がないから、多分流れてきたものはよどみがないわけですね。だから、その部分がきれいに流れていくだろうなと思ひまして、合併前に取りつけたところを私も見せていただきました。そうしたら、本当にきれいなんですよ、においもなく。ああ、これが公共下水道なんだなと私は思ったんですね。でも、その後、分離柵をつけている家庭ではどのような状況かなと思ひまして、何軒か見て歩きましたところ、見て歩いた限りではお掃除していません。中には、何カ月か前にしたんだけれども、もう見るのも嫌だからと、中の四角の柵を取っちゃって、柵のふたの上に物を置いたりしているところもありました。このような状況では、本当にあけてみたらば、油はたまっているし、においも本当にすごいんですね。

それで、今回、義務から努力、努力義務なんではなかね。努力ということで市民の皆様をお願いするというような答弁をいただいたんですね。でも、今、その柵をつけている世帯数とつけていないところで、その割合でどのぐらい施設の延命ができるのか、また水の浄化ができるのかというようなことが重要だと思ひます。それが統計的に出れば、じゃあ皆さんでそれをつけましょうということになると思ひます。でも、何かそれが余り期待できないというような答弁もあったかと思ひます。

そうしますと、今、笠間市では、公共下水道の中では何件つないでいるのか、そしてまたその中で分離柵を設置している家庭は何件か、なおかつ合併後に義務としてつけられた家庭は何件あるのか、それをお聞きしたいと思ひます。

あとは、テニスコートなんですよ。でも、私たちもいろいろなところへテニスをやりに行くんですよ。でも、テニスコートが高台になっているというのは余りないんですよ。笠間のあの大きな広い土地の中で、どうしてあのようにつくられたのかなと思ひます。でも、ああいう高いところにある関係上、軟式テニスなんかしていると、風があると風でボールが飛びますから、余りゲームがよくできない状態があります。できれば周りに風よけのコートでも張っていただければ、テニスする方にはやりやすいんじゃないかなと思

いますけれども、あそこはよく中学生等が来て使っておりますので、その中学生等が自分たちのテニスを見るためにも、ああいった傾斜になっているところでは、ちょっと使いづらいし、もったいないなという思いで、今回一般質問をさせていただいたわけです。

今のままで使用していくというようなご答弁をいただきましたけれども、あそこをより一層有効に使うのであれば、あその部分を広めていけばよろしいんじゃないかなということ要望としておきます。

乳児休憩所の施設なんですけれども、先ほどのご答弁では、総合公園内の施設にもあるというようなことでしたけれども、私ちょっとわからないんですけれども、どの辺についているのか。あと、笠間市立の体育館の中にもあるということなんですけれども、どの辺にあるんでしょうか。

それで、新しくできた笠間佐白山の稲荷駐車場ありますよね。あのトイレの中に、あそこは授乳じゃなくて、簡易ベッドが置いてありました。それが、私、散歩に行くと、あの駐車場の中を歩いておりましたら、若い方が乗用車の後ろのドアをあけておむつを取りかえている姿がありました。あれと思って、あの施設のトイレの中に乳児用のベッドが置いてあるにもかかわらず、どうしてここでしているのかなと思って、ふと考えましたら、あそこにそういった施設があるという表示が、本当にその場に行かないとわからないんですよ。あれだけの施設の中にちゃんとした乳児用のベッドが取りつけてあるんですから、あその駐車場から見るとところに大きく表示をされた方が、笠間市としては子育て支援ということで大きな柱を掲げているわけですから、そういったPRというか、その施設がありますよというのを大きく表示するというのが、私は大切じゃないかなと思いました。

総合公園に戻りますけれども、総合公園で、私もこの前を孫を連れていきまして、探したんですけれども、ちょっと私の近くの範囲では見当たらなかったんですけれども、どの範囲にあるのかなと思っております。市民体育館の方も、具体的な設置場所をお聞かせいただければと思っております。

これからの施設には必ずそういった施設がつかだろうと思っておりますけれども、笠間市は子育て支援ということを大きな柱としてやっているわけですから、やはり乳児からきちんとそういった施設をつくっていただきたいと思っております。

使用料についてなんですけれども、地区公民館というのは、笠間地区にあるだけなんです。多分、友部、岩間さんにも細かい地区公民館はないんじゃないかと思っております。この地区公民館というのは、本当に利用する側にとってはとても利用しやすい場所でありまして、またコミュニケーションをとるには大変貴重な場所だと思っております。しかし、この利用が全面的に無料なんです。今、この時期に、笠間地区だけで無料で使っているものかということで、私は今回一般質問させていただいたわけなんです。

私は南公民館の近くに住んでおります。南公民館も大きな公民館で、これは地区公民館と言わないのかもしれませんが、たくさんの利用の仕方があります。市民の中には、

笠間地区に限ってなんですけれども、笠間地区の地区公民館を利用することによっては、やはり何らかの受益者負担というのが今必要じゃないかと思うんですね。その利用の仕方によっては、減免措置というのは必ずついて回るものだと思いますけれども、その目的、市民のため、そして公共のため、ボランティアということを含めれば、それは使用料を取るということはあり得ませんけれども、何かのグループで自分の意識を高めるおけいこ等に使うに限っては、私は、ある程度受益者負担、せめて電気料の一部、ワンコインでもいいから取るというような方向性を考えていただきたいと思います。

先ほどの答弁によりますと、これから条例等を見直して検討していただくということですが、市民の中には、本当にそういった思い、自分も幾らかでもお金を払って使わせていただいた方がいいんだよという方がいるということをご行政の皆さんは頭に入れて、今回検討をしていただきたいと思います。

あと北山公園とスカイロッジのバーベキュー施設なんですけれども、北山公園は国有林で、余暇施設としての指定を受けているから無料、また、スカイロッジの方は職員のいろいろな手助けがあるから有料というふうなお話だったかと思うんですけれども、やはりこれは使う側のことを考えていただきたいと思います。使う側にとれば、そこで私たちは水を使い、トイレを使い、ごみを持ち帰るんでしょうかね、今は、北山公園等は、持ち帰りということはあるかもしれませんが、そこで何らかの水を使うということがありますので、これは受益者負担ということで当然理解できるのじゃないかなと思っております。

これも、これからあそこに大きな道路が通ります関係上、北山公園の中でのバーベキュー施設は一時取り払って、また別な場所に移設されるのかなと思いますけれども、そのときにはぜひ受益者負担、やはり税金、よく血税と言われておりますけれども、税金はみんな苦心した中から税金を払っているわけです。その税金を有効に使うという思いからも、やはり受益者負担というのを念頭に入れて、条例等の改正をしていただきたいと思います。

二つ目の質問といたしましては、下水道の方、どの程度の割合で今設置されているのか。また、施設の利用ですけれども、乳児室の施設の方は私もこれで了解しましたので、ないところにはこれから随時設置をしていただきたいと思います。

施設料についても、これからの検討というご答弁をいただきましたので、検討した中で、必ず受益者負担を入れていただきたいと思いますということをお願いしておきますので、下水道の方だけ、2回目の質問のご答弁をお願いしたいと思います。

議長（市村博之君） 上下水道部長大和田俊郎君。

上下水道部長（大和田俊郎君） 公共下水道におけるこれまでの接続戸数と、そのうちの分離柵の設置戸数でございますけれども、ことしの2月現在で、全体で9,617戸が接続しております。そのうち分離柵をつけている戸数は、1,833戸、19.1%という状況でございます。

います。また、合併後の分離楯の設置件数でございますけれども、全部で1,193個でございます。

以上です。

議長（市村博之君） 萩原瑞子君。

13番（萩原瑞子君） ありがとうございます。分離楯を合併後に義務的につけさせたところが問題じゃないかなと思っております。この部分で、今私たちがつけている分離楯を取り外してもよいのか。義務ということですから、取り外してもいいという私は考えを持つんですけれども、それに対して取り外してもいいのか。そしてまた、義務としてつけられたものを取り外すということに対して、その費用等は、減免措置とか、また費用の一部を負担していただけたらとか、そういった措置がされるのかについてお伺いしたいと思います。

先ほどのよって分離楯の取り扱いについてですけれども、各家庭によってはお掃除が困難、特に高齢者の方は本当に大変だと思うんですね。中には、数カ月一度、業者の方に有料をお願いをしているというようなことも聞いておりますので、そういった方に対してもこういったこれから措置をされていくのかということに対してのご答弁をお願いしたいと思います。

議長（市村博之君） 上下水道部長大和田俊郎君。

上下水道部長（大和田俊郎君） 分離楯を取り外せないかということでございますけれども、良好な水環境の保全を図るためにも、引き続き清掃を重ねてお願い申し上げます。これはご協力をよろしくお願いいたします。

また、分離楯の撤去費用等はどうなのかということでございますけれども、水環境とか水質保全、また施設の延命効果を図る上からも、そのままつけていただいて、先ほど申しましたけれども、清掃の方もよろしくお願いを申し上げたいと思います。

また、今の掃除の件でございますけれども、これから何ができるか、ただいま検討しておりますので、3月中にはお示ししたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

議長（市村博之君） 萩原瑞子君の質問を終わります。

13番（萩原瑞子君） ありがとうございます。

議長（市村博之君） 次、6番鈴木裕士君の発言を許可いたします。

6番（鈴木裕士君） 議席番号6番、鈴木裕士です。通告に従い質問いたします。

質問の最初は、地デジ、いわゆる地上デジタル放送の難視聴、つまり地上デジタル放送を受信できないという問題についてであります。

テレビジョン放送は、現在、ほとんどの家庭において、情報メディア、娯楽手段としてなくてはならないものとなっていることはご承知のとおりであります。

そして、このテレビジョン放送、これまで一般的であったアナログ放送が、来年の7月をもって打ち切れ、デジタル放送に切りかえられることは、コマーシャルでも知られて

おりますし、また「広報かさま」3月号にも掲載されております。

アナログ放送が打ち切られることによって、受像機、あるいはチューナーを新設しなければなりませんけれども、一部の地域では、受像機を新しくしても、あるいはチューナーを増設しても、いわゆる地デジが映らない家庭が存在します。笠間全域を見ても、地デジが見られないのは、ビルの陰を除けば限定的でありますけれども、その面積は結構広く、戸数もかなりの数に上るのではないかと思います。

先般、ある地区での説明会に参加し、その内容を伺いましたけれども、共同受信アンテナを設置したとき、支援制度を活用しても一時費用が1戸当たり10万円を超える。ランニングコストも、受信料とは別にアンテナ関係だけで月2,000円を超えとのことで、家計への負担も多額なものとなりまして、高齢者世帯にとっては耐えられない金額となります。

旧笠間地区の一部におきましては、従来からアナログ放送の受信ができるように共同アンテナを設置しているところがありまして、この結果として、完全に地デジ化移行しても視聴には支障がないとの話も伺いました。しかし、私が話をしているこの地域では、これまで見ることができたにもかかわらず、国の一方的な理由で視聴ができなくなってしまうのであります。

難視聴解消には、中継基地をつくることが一番の方法でありますけれども、中継基地をつくるには、1基当たり1億円から2億円のお金を見なければならぬということを聞きました。

世間の声を聞きますと、一部の地域の問題に莫大な税金を投入すること、これは税金のむだ遣いと、こういった意見があります。しかしながら、アナログ放送からデジタル放送へ移行することによって利用できる周波数が多くなり、恩恵を受ける人たちがいるはずであり、これら恩恵を受ける人たちからの収入を中継基地の建設費用に充当するのは当然のことであるという声も聞かれます。

いずれにしても、これらの地域の人にとっては、受信機を買いかえてもテレビを見ることができなくなる時期が刻々と迫っております。日常生活において食事の次に身近なテレビ、これを見ることができなくなってしまうのであります。

地域の声として、国が一方的に決めたことに対して、なぜ我々が犠牲にならなければならないのかという声、また、テレビを享受するという今までの権利をなぜ奪うんだという声、あるいは我々の楽しみであり情報源であるテレビを今までどおりどころか見させていたいただきたいという切実な声が上がっております。

このテレビ放送のデジタル化及びデジタル化に伴う難視聴の問題は、自治体の問題ではなく、国の問題であることは重々承知しておりますけれども、市民生活への影響を考えれば、市としても知らぬふりをするにはできないはずであります。いや、知らないふりをしては困る問題であります。

そこで、質問でありますけれども、これまで、国、いわゆる総務省、あるいは関係機関

に対して、難視聴解消への働きかけはどうなっているのか。それに、自治体として、また市として地上デジタル難視聴問題をどのように考えているのか、執行部の考えをお聞かせください。

2番目の質問に移ります。

市が所有している不動産、これには土地や建物等がありますがけれども、私が今回取り上げるのは、この市所有の土地についてであります。

その一つは、私は、あることで市有地の払い下げ問題に関与したのでありますけれども、地籍図及び公図では道路となっている、にもかかわらず現状は個人の敷地の一部となって道路の機能を全く果たしてない土地がありました。このことをある人に話しましたところ、そのような例は無数にあり、珍しいことではないということであります。工場の敷地内に水路があったり、水路や道路の上に建物が建っていたりということであります。

この話は、たしか20数年前だったと思いますけれども、いわゆる国土調査を行った岩間地区のことではありますが、同じような事例は、友部地区や笠間地区でもあるのではないかと考えるのであります。

私が所有している土地すべてを精査しておりませんので、私が所有している土地にも同じような例があるのかもわかりません。

国土調査に立ち会った方が健在であれば、個人の土地であるか、行政の土地であるか、これはわかると思います。ただ、亡くなられたりして所有者がかわった場合には、権利が不明確なままとなって、思わぬトラブルが発生することは十分に考えられることでもあります。

聞いた話ですので真偽のほどは定かではありませんけれども、宅地内に道路があった、それを知らずに当該宅地を購入したところ、後になって当該地所の中に道路があることがわかり、売買契約の無効を訴えて裁判をした結果、買い主が敗訴して損害を受けたという話も聞いたことがあります。

今、中央政界の一部で問題となっていますように、農地が宅地や雑種地として無断で転用されていた場合、所有者に注意を喚起して原状回復を命じることになっております。このようなことから考えますと、市所有となっている道路や水路、それに雑種地等の土地で、現在、民間の方が意識的に、あるいは無意識的に使用しているものについて、この場所は市所有のものであるよという意思表示をしたことがあったのかどうか。また、あったとすれば、その頻度はどのようなものが、回答をお願いします。

これは行政財産、普通財産とに管轄が分かれるかと思えますけれども、また行政財産でも各部署にまたがるかと思われますので、できればそれぞれの関与する部署から回答をお願いします。

また、市の所有地を利用しているのでありますから、当然固定資産税を徴収することはできないと思えますけれども、それにかわるものとして使用料等を徴収しているのか、

この辺についても回答を下さい。

以上で、第1回目の質問を終わります。

議長（市村博之君） 市長公室長青木 繁君。

〔市長公室長 青木 繁君登壇〕

市長公室長（青木 繁君） 6番鈴木裕士議員から、地デジの難視聴対策についてご質問いただきました。

まず、国への難視聴解消のための働きかけはどうなっているのか、また市として地デジ難視聴問題をどう考えているのかとの質問でございます。

ご承知のように、来年7月24日にアナログ放送が終了いたしますが、地上デジタルテレビの普及率は、全国で69.5%、茨城県では68.0%、これは昨年9月現在の数字でございます。笠間市の普及値については把握しておりませんが、市報等で周知や、昨年8月には総務省茨城県テレビ受信者支援センターによる説明会を開催してきたところでございます。

一方で、電波の特性や地理的な条件により、地上デジタル放送が難視聴となる地区もございます。現在、調査でわかっている地区は、茨城県内で16市町村、61地区でございます。笠間地区についても本戸の一部12世帯、それから岩間上郷の長沢、西寺地区27世帯と仲通地区周辺で107世帯と公表されております。

なお、総務省とNHK等放送事業者による難視対策についての説明会を、昨年12月ととし1月に長沢地区、さらには本戸地区を対象に開催してきたところでございます。

この難視解消のための働きかけでございますが、難視聴地区と指定されておりましたも、難視聴の世帯と、それから地上デジタル放送が受信できる世帯が存在しております。今後、アナログテレビから地上デジタルテレビへ切りかえることによりまして、受信可能な世帯と難視聴世帯となる世帯が出てくることが考えられます。

市といたしましては、現時点では正確な難視聴の実態が把握できていない状況のため、戸別に電波の実測調査を行うようテレビ受信者支援センターに依頼したり、今後、区長を通じて難視世帯の把握を行いながら、引き続き戸別受信対策に対する支援を行うよう国などに働きかけてまいりたいと考えております。

また、市としてこの難視聴問題をどう考えているのかということでございますが、難視聴地域の政策は、受信者間の不公平感をなくす意味からも、国や放送者側で行うべきであると考えているところでございます。

以上でございます。

議長（市村博之君） 都市建設部長橋本雅晴君。

〔都市建設部長 橋本雅晴君登壇〕

都市建設部長（橋本雅晴君） それでは、6番鈴木（裕）議員のご質問にお答えいたします。

民有地の中に市所有の道路や河川が存在しているケースがあるとのことご質問でございます

が、平成11年度以前につきましては、このような道路や水路、河川等につきましては、市所有ではなくて国有財産でございました。平成12年度以降につきましては、地方分権一括推進法に基づき、国から市へ、順次市道としての認定道路を初め、法定外公共物の国有財産を市が譲与を受けまして、その維持管理を行ってきたところでございます。

初めに、行政として市所有であることを相手方へ意思表示したことがあったか、またその頻度はとのご質問でございますが、笠間地区、友部地区、岩間地区それぞれ地籍調査を行いました。その地籍調査時に民有地の中に道路や水路の存在が確認された場合には、機能の復元もしくは払い下げの指導を行ってまいりました。

次に、民有地の中に道路や河川、水路の使用料について考えているのかというご質問でございますが、行政財産の場合は、いわゆる使用料、占用料につきましては、笠間市道路占用徴収条例及び笠間市法定外公共物管理条例に基づき徴収をいたしております。しかし、行政財産の占用に当たっては、その占用物件が行政財産の支障にならない範囲においてその占用を認めているところでございます。

以上でございます。

議長（市村博之君） ここで暫時休憩いたします。

なお、11時に再開いたします。

午前10時50分休憩

午前11時00分再開

議長（市村博之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

鈴木裕士君。

6番（鈴木裕士君） 2回目の質問に入ります。

最初の地デジ難視聴の件でありますけれども、衛星を利用した放送受信方法があることを聞きました。しかし、これも5年間と期限を設けた暫定的な方法であろうと思われま。そして、内容的には、例えば茨城県に特化した放送は受信できない、つまり現在の関東全域を対象とした1チャンネルから12チャンネル、これをデジタル化したものを受信できるだけの方法とも聞きました。

技術の革新は日進月歩でありまして、5年後には新たな受信手段、あるいは放送手段が開発されるかもわかりません。しかしながら、5年という期間は案外と早く過ぎるものでもあります。

また、地デジ特有の地域に限定した放送、例えば茨城県だけを対象とした放送、特に地域限定の情報番組など、こういったものを享受できないという差別化された情報に限定され、平等の原則に反することになります。今からある程度のめどがつかない限り、安心して生活ができないことも現実であります。

世間には、受益者負担という考え方が横行しております。地デジ放送に関しては、共同

受信アンテナは必要者の負担で設置すべきという声が主流を占めておりまして、実際、都会の難視聴地区では、若干の補助金で個人が設置することが当たり前になっております。

しかしながら、地デジ化に特化したときには、受益者は、地デジ化することによって空きチャンネルを利用する人々を指すことが妥当でありまして、難視聴解消の負担金は、新たに発生する空きチャンネルのユーザーから徴収すべきであって、地域の人に負担を求めることは余りにも酷ではないかと思うのでありますが、いかがでしょうか、考えをお聞かせください。

それから、衛星を利用したデジタル電波、これを受信するときに、自然環境が悪化した場合、通常の地デジと比較して画質等で差が発生するものなのか。もしわかっていれば、わかる範囲で結構ですので、回答をお願いします。

次に、市有地の問題ですけれども、使用料の徴収対象、先ほどの回答からいきますと、電柱とかそういった限定されたものというらえ方を私はいたしました。つまり市有地としての意思表示をしていない、なおかつ民間といいますか、一般の方が占有している土地については、使用料等こういったものを徴収していないようであります。そうしますと、この時効との関係、これをどのように認識しているのでしょうか。まず、この辺の回答をお願いします。

土地の使用に関しては、善意で過失がない状態で10年間、あるいは長くても20年間にわたり問題なく使用していれば、取得時効が成立すると言われております。そして、取得時効を防止する、つまり時効の中断のためには、権利の存在を相手方に認めさせること、あるいは、同じようなことですけれども、貸借関係が成立していること、これが必要なはずであります。

先ほど述べました売り主、買い主も、宅地内に道路があることを知らずに売買が行われて、その結果として民間の方に思わぬ損害を発生させるということ、この責任の一端は行政にもあるものと私は思っております。

それから、茨城県の例ではありませんけれども、先ほどの回答からもちょっとありましたけれども、家を建てたんですけれども、公有地のため建物の一部の取り壊しを要請された、あるいは行政より高額で買い取りを要請されたという話を聞いたこともあります。市有地を意識的あるいは無意識の中で使用している、これを当該市民の方に理解していただいて、払い下げ、あるいは場合によっては取り壊しを要請する、これを実行するにはかなりの労力を必要とするでありましょう。それゆえに、この問題というものは、これまで行政として着手せずに放置されてきた、つまり行政の怠慢であるということも言えるのではないかと思います。このために、問題解決を今後なお一層難しいものにするということが考えられます。

これから世代交代によって、ますますこの傾向が高まるものと思われれます。官と民、あ

るいは民と民、このトラブルを未然に防止すること、これが必要であります。問題解決、これには多大なパワーと費用を必要とするはずであります。権利関係を明確にしておくとともに、税収難を補う観点から、市有地を民間が利用している場合は、情報を開示すると同時に、積極的に払い下げを行うなど対策を講じるべきと考えますが、いかがでしょうか。

以上で、2回目の質問を終わります。

議長（市村博之君） 市長公室長青木 繁君。

市長公室長（青木 繁君） 鈴木（裕）議員の地デジ難視聴対策で再度のご質問をいただきました。

受益者負担というのは一般的であるが、地デジ化についての受益者は、地デジ化することによって空きチャンネルができると、それを利用する人たちであるべきという中で、難視聴解消のための費用を難視聴地域の人たちに求めるべきではないと思うがどうかということでございます。

地上デジタル放送のデジタル化は、放送サービスの高度化、電波の有効活用などを目的とした国の施策であり、国やNHK等の補助制度がございますが、やはり地デジ化によって難視聴となった地域の方への対策費用は、国や送信者側で負担を行うべきであり、難視聴地域の人たちに求めるべきではないと考えております。

3月11日のNHKのニュースで報道されましたが、難視聴対策でNHKの補助制度が拡充するなど、補助制度自体が流動的であることが現状でございます。

次に、衛星利用のデジタル波を受信するとすれば、雷等自然環境が悪化した場合、通常の地デジ波と比べ差異が発生するものなのかとの質問ですが、衛星放送の電波は、豪雨や台風などの悪天候の場合に、衛星からの電波が吸収されたり、反射することによって受信障害が起こります。映像が乱れたり、映らなくなる現象が起こる場合があります。地デジ波の場合は、自然環境による受信障害はほとんどございません。

なお、地デジ難視対策としての衛星利用については、共同アンテナやあらゆる手段を行っても地上デジタル放送が受信できない地区に暫定的に受信できるようにするため、現在のところ、離島、あるいは神奈川県、栃木県の一部地区に限られておりまして、茨城県においては受信することができない現状でございます。

以上でございます。

議長（市村博之君） 都市建設部長橋本雅晴君。

都市建設部長（橋本雅晴君） 鈴木（裕）議員さんの再度の質問にお答えいたします。

初めに、行政として時効との関係をどのように認識しているのか、また今後の取り組みはとのご質問でございますが、所有権の時効によります取得につきましては、民法第162条に規定されておりまして、通常は20年間、善意、無過失の場合は10年間平穩かつ公然の占有によって成立いたしますが、昭和51年の最高裁の判例によりますと、用途が廃止され

ていなければ公有財産については取得時効の対象にはならないという判例が出ておりますので、道路あるいは水路を用途廃止しない限り取得時効はできないものと理解いたしております。

次に、民間への払い下げを積極的に行い、税収減収を補うべきではないかとのご質問でございますが、長年の間、事実上公の目的に供用されることなく放置され、公共用財産としての形態機能を全く喪失し、公共用財産として維持すべき理由がなくなっている箇所につきましては、その公有財産の用途を廃止し処分すべきものと考えますので、払い下げ方法については、広報紙やホームページ等を通して市民の皆様にお知らせしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（市村博之君） 鈴木裕士君。

6番（鈴木裕士君） 3回目の質問に入ります。

まず、最初の地デジ難視聴問題ですけれども、この問題から若干横道にそれますけれども、ついでするので、ちょっと質問させていただきます。

先般、国からの地域情報通信基盤整備推進交付金、これを受けて光ファイバー網を市内全域に拡充する旨の説明がありました。まだこの光ファイバーの恩恵に私は浴していませんから、光ファイバーを敷設しても、インターネットを行う上で接続する時間、あるいは画面の展開する時間、これが速まるぐらいの認識ぐらいしか私にはありません。しかも、速まるといっても秒単位の問題でありまして、国の資金とはいいまして、多額の資金を投入するには効果が薄いんじゃないかなと考えております。

光ファイバーを敷設することによって、行政と個人、あるいは個人と個人、この情報伝達を高度に発展させることが可能と推察できますし、一部の自治体を実施している行政情報などの発信も行えると思えますけれども、笠間市においては、一般的な効果、活用、これについては段階的にどのようなことを想定しているのか。

例えば市内の各種行事や出来事、これを映像を交えて伝達したり、申請や交付の手続を光ファイバーを通じて行ったり、あるいは現在の広報紙、例えば「広報かさま」、こういったものの情報発信を行うなどいろいろ想定できますけれども、時間の進展に伴ってどのようなことを策定しているのか、回答をお願いします。

そして、光ファイバー網が完成することによって、地デジ放送難視聴が解消できるのか。できるとすれば、1カ月当たりの接続料はどれぐらいを予想しているのか。それから、放送内容、放送の質、こういったものはどのようなものなのか。それから、双方向受信の実施の可能性、このようなものがどういったものなのか。わかる範囲で結構ですので、回答をお願いします。

それから、先ほど衛星を使った受信、これは茨城県は対象外という話がありましたけれども、もし難視聴が解消されない場合、その衛星を利用するような体制をとることができ

るのかどうか、いわゆる申し入れによってその体制をつくることができるのかどうか。この辺も、わかりましたら回答をお願いします。

それから、市有地の問題でありますけれども、広報紙等によって周知するという回答がありました。私は法律の専門家ではありませんので、法律論争をするつもりはありませんけれども、ちょっと考え方が甘過ぎるのではないかと考えております。

先ほど最高裁の判例で、公的な財産、これは時効が成立しないという旨の回答がありました。ただ、最近の傾向として、弱者救済、あるいは現状追認、あるいは国民の立場に立ってという、こういったことが司法判断の重要な要素になっております。

こういったことを考慮しますと、該当するような方が直接認識できるような手段、例えば内容証明郵便物を定期的を送付しておくとか、あるいは市有地であることを認めてもらう確認書等を該当する方から徴取する、こういった手段を講じるべきだと思いますけれども、いかがでしょうか、回答をお願いします。

以上で質問を終わります。

議長（市村博之君） 市長公室長青木 繁君。

市長公室長（青木 繁君） それでは、再々の質問にお答えいたしたいと思えます。

まず、光ケーブルを市内全域に網羅する計画があるが、その効果はどのようなことを想定しているのかという中で、段階的な実施内容はとのご質問でございます。

冒頭、現在の整備率は64%でございます、36%が未整備地区という状況でございます。こういう中で、地域情報通信基盤整備事業として、笠間市内の光ファイバー通信の未整備地域に整備を進めてきているところでございますが、光ブロードバンドは全世帯で利用可能となることから、期待される効果は5点ほどございます。

まず、一つが情報通信格差の解消、次に超高速インターネットの活用による各種情報の提供や閲覧、そして光テレビなどの映像受信などのサービス、4点目として各企業にとっても高速大容量の情報通信、5点目で企業誘致や地域の活性化などが期待されるところであります。

現在、この事業実施に向けて国の補助決定を待っている段階であり、決定通知が届き次第、設計施工に契約を結びまして、そういう予定でございます。本年中には市内全域を網羅できる見込みでございます、段階的な開通は行いません。今後、市としても、多くの市民の方に利用していただくよう広報活動などを行っていきたくと。

そういう中で、笠間市としての取り組みはどのようなふうな形で考えているのかということでございますが、活用できるものは活用していきたくという状況でございますが、現在のところその点についてはまだ未定でございます。

次に、光ケーブルによって地デジ視聴は可能となるのか。また、可能とすれば放送の内容と質、それに回線料はどのようになるのか。また、双方向受信は可能なのかということでございます。

光ケーブルによります地上デジタル放送は視聴可能ですが、茨城県内で視聴できるのは本年4月以降と聞いております。光ケーブルによるテレビ放送は、内容や音質、画質とも同等となりますが、光ケーブルを用いますので数秒のおくれが出るということでございます。

また、料金ですが、各世帯の状況と各種サービス内容によりますが、一例を申し上げますと、通常光ファイバーによるインターネット料金が約6,000円から7,000円、それからテレビ番組を視聴する料金が約1,000円、合わせまして七、八千円の月額料金が必要となります。そのほかに、初期費用、工事費用等が3,000円程度必要となります。

また、双方向受信も地上デジタルと同様に可能とのことでございます。

以上でございます。

議長（市村博之君） 都市建設部長橋本雅晴君。

都市建設部長（橋本雅晴君） それでは、鈴木（裕）議員の再度のご質問にお答えいたします。

個別に内容証明書等による通知をしてはいかがかというご質問でございますが、所有、いわゆる占有されている実態は現在のところ把握してございませんので、ホームページによりまして広報することによって、広く市民の皆様にお知らせしてまいりたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思っております。

議長（市村博之君） 鈴木裕士君の質問を終わります。

次に、7番鈴木貞夫君の発言を許可いたします。

7番（鈴木貞夫君） 日本共産党の鈴木貞夫です。通告に従いまして一般質問を行いたいと思っております。

このごろいろいろな報道がなされますけれども、働く人たちの2009年賃金について、厚労省が発表した資料等を見ますと、1952年に調査を始めて以来、過去最大、年間で29万円から70万円という異常な減少になっているというふうに述べております。その一方で、大企業の内部留保は、1998年から10年間で143兆から229兆と増加しているのが今の現実であります。

最近の新聞報道等には、一部大企業の業績は上向きだが、一般市民の生活は一層苦しくなった状況にあると報じてさえおります。

2月15日付茨城新聞は、福祉貸し付け件数が急増していると。厚労省の2月2日発表によりますと、国保料を払えない、いわゆる滞納の世帯が2年連続2割を超えているというふうにさえ報道されております。

笠間にあります水戸公共のハローワーク笠間出張所に行って資料をいただいたところ、新規求人数は12月は前年同月比で25.5%となっている。12カ月連続で減少し、その幅がだんだん大きいというふうに見ることができます。新規求職者は14カ月連続の増加となっているというのが現実であります。

このように市民生活が困難をきわめているときに、地方自治体として、市民の生活を守ることがまさに急務であると考えます。

以下、何件かについて質問いたします。

まず、第1番に、平日夜間休日の一次救急の診療についてです。

「広報かさま」2月号に、この件が掲載されています。市、市医師会、県立病院が協定を締結し、さらに休日救急診療医当番制に変更があるというふうにされております。

具体的に次の点に伺います。

一つに、平日の夜間は7時から10時までですね、3時間。その後の時間はどうなるのか。これは市民病院で行うというふうにされております。また、薬はどこで処方するのでしょうか。

二つ目に、日曜日は市立病院が診療を実施して、祭日と年末年始は、市内の開業医が当番医となるとされております。しかし、今までは、旧笠間と、友部・岩間の2地域に分けて休日の当番医があったわけですね、休日と祭日も含めて。笠間市全体で1カ所となってしまうというのは、市民にとって至って不便になるんじゃないでしょうか。その辺をどう考えているのか。今までどおりにできないのか。

また、日曜日だけを行う市立病院の担当医は決まっているのでしょうか。毎週日曜日に市立病院が終日担当するという事は、今、医師2人ですね。私は大変なことだと思います。

三つ目に、この救急医療の中に小児科が入ってないんですね。子どもの診療をどこでやるのでしょうか、緊急になった場合。その対策は何か考えられているのかどうか。

それと、今までの市の説明の中では、看護師体制というのが全然見えてこない。医者だけでこの制度は行えないと思いますね。看護師をちゃんとどういうふうに対策しているのか。

以上の点をとりあえずお聞きしておきます。

二つ目に、義務教育を実質的無償にして、就学援助の充実ということでお聞きしたいと思います。

先ほども申しました。長引く経済危機と貧困が全国的に広がり、学童の就学への深刻な問題が各地で起きております。民主党政権は、高校の授業料無償化ということを目玉にしておりますけれども、小中学校の義務教育の無償化の問題というのは放置されております。

基本的には無償になっています。しかし、修学旅行費、学用品費、通学費などのいわゆる学校教育費ですね。これ、文部科学省の調査によりますと、全国的には公立小学校で年間5万6,000円、公立中学校で13万6,000円と、それに給食費が保護者負担となっているという統計があります。

笠間市の就学援助費について、以下伺いたいと思います。

一つに、笠間市の就学援助費というのは年々増加しているのでしょうか。受給率の実態

はどうなっているんでしょうか。

この就学援助費の中で問題なのは、準要保護者の基準ですね。この基準は地方自治体が決定するというにされているわけです。笠間市における基準というのはどうなっているのか。前年との違いはあるのか。

三つ目に、財源として、2005年から国が2分の1の国庫負担というのを一般財源化して地方交付税として一緒にしてしまった。その中で各地に混乱が生じているということがありますけれども、笠間市では、そういうことについての財政上の就学援助費等の問題で起きているのか、あるのかどうか。

四つ目に、笠間市での保護者の負担額の調査というのは行っているんでしょうか。もし行っていれば、その額がどのぐらいになっているかということをお教えいただきたい。

三つ目に、笠間市の育英基金の存続をということですか。

私は、今までこの問題については何回も取り上げてきました。今回、条例が提案されております、廃止の条例が。それで、ここに取り上げました。

これまでも育英基金を続けるようにと主張してきましたけれども、今回の廃止の条例、現在の状況を見たときに、ますます貧困が拡大していく中で、勉学の道を絶つことがないような支援体制を市としても講じるべきではないか。奨学金条例を廃止することは問題ではないか。これについては、ぜひ市長さんがどう考えているか、市政全体の問題として考えているか、私はお聞きしたい。

次に、高齢者の健康診査について。

この件については、萩原議員が市長の施政方針の中にもあったというふうに申し出ておりました。この高齢者医療の問題、高齢者医療が高額になっているとよく言われます。しかし、高齢社会が進んでいる現在、この社会的問題を、ただ単にやむを得ないということでは済ましているわけにはいきません。予防医学こそ必要であり、病気になってからの対症医療では解決を見ません。ますます医療費が高額になる。そのためには、1人でも多くの人の健康診査を行っていく行政としての努力というのは、私は必要になるということをお知らせしたい。

厚労省の発表によりますと、75歳以上の高齢者の健康診査率というのは、平成16年から19年度は24から26%なんです。ところが、後期高齢者医療制度が始まった20年度には全国的に21%に下がってきている。茨城県においては20%すれすれ、それ以下ですね。ひどいところになると、私たちの調査の中では数%にまで落ち込んでいるような市町村があります。

そのような実態の中、厚労省は、昨年、各後期高齢者の広域連合に対して、11月中に市町村と協議の上に平成22年度の目標受診率の達成に向けた具体的な取り組みを着実に進めるよう要請しているんですね。笠間市として、この件について県の後期高齢者連合からどのように指示されて、また具体的にどういう計画を立てたのか。受診率向上に向けての計

画を策定しているのかということをお聞きしておきたいと思います。

人間ドックの問題、今まで笠間市やってなかったんじゃないですか。平成20年、21年度の実績と、来年度の計画について私は伺いたいと思います。

厚労省は、昨年の後期高齢者広域連合の中に、その人間ドックについても充実するよ
うにという指示というか、指令というか、文書を出しておりますので、どういう計画を立て
ているかということをお聞きしたいと思います。

五つ目に、エコフロンティアの問題です。

市長はよくご存じだと思いますけれども、昨年12月4日第9回県出資団体調査特別委員
会において、エコフロンティアかさまの経営状態について審議がありました。環境保全事
業団は、新たな経営の改革方針を出した。それは大幅な操業延長と廃棄物の受け入れ対象
範囲を拡大し、県内のみとしてきたものを県外の産業廃棄物まで受け入れるというもので
す。

笠間市福田地区の処分場建設計画は当初から……

議長（市村博之君） 傍聴人は静粛に願います。

7番（鈴木貞夫君） 埋め立て処理は10年、溶融処理は15年、また、県内だけのごみで、
県外からは持ち込まないというふうに明言し、今もエコフロンティアかさまの門のところ
の塀には、操業17年から27年という看板がかかっております。そのように市民に説明し、
建設を強行してきたというのが経過です。

今回の改革の方針は、住民に対してしてきた今までの説明を一方向的に破り、さらなる我
慢、苦しみを強いるものである。この計画に対する市長の見解をぜひ伺いたいと思います。

以上で、第1回目を終わります。

議長（市村博之君） 市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

市長（山口伸樹君） 鈴木（貞）議員の質問にお答えいたします。

エコフロンティアの地元福田地区におきましては、昨年地元がほぼ一本化され、新たな
対策協議会が設立されております。地元の皆様には、過去の経緯を乗り越えて一本化され
たことに、私は敬意を表したいと思っております。

さて、このたびの事業団の改革方針につきましては、まずこの対策協議会に情報提供し
ていただき、地元の皆さんと相談しながら合意形成を図っていくという姿勢が大切である
と考えております。

市といたしましても、地元の意向優先の考えに立って今回の問題に対処してまいりたい
と思います。

以上です。

議長（市村博之君） 教育長飯島 勇君。

〔教育長 飯島 勇君登壇〕

教育長（飯島 勇君） 今回の育英基金条例につきましては、私どもの方で議案として上程させていただきましたので、私の方からお答えさせていただきます。

笠間市の育英基金についてのご質問ですが、この基金は、合併前の笠間市において、故長谷川好三氏及び株式会社大泉砕石からの篤志寄附を原資として、昭和39年度に基金を設立し、貸与ではなく給与による奨学金制度を設けたもので、合併時に新市に引き継いだものでございます。

平成21年度まで、延べ217人の方に授業料として支給してまいりました。平成9年度からは月額6,000円を支給してまいりましたが、基金の原資もなくなったことから、今回廃止としてこの議案として上程させていただいたものでございます。

現在、国において、平成22年度から公立高校の授業料相当分の無償化や私立高校の授業料の負担軽減を進めていることに伴い、授業料相当分として支給してきた奨学金の目的はほぼ達成したものと考えております。

今後の対応につきましては、国、県、その他、例えば日本学生支援機構奨励金など、そういう奨学金の紹介に努めてまいりたいと考えているところでございます。

議長（市村博之君） 保健衛生部長仲村 洋君。

〔保健衛生部長 仲村 洋君登壇〕

保健衛生部長（仲村 洋君） 鈴木（貞）議員の質問の平日夜間休日診療につきまして、すべて関連ございますので、一括してお答えしたいと思います。

初めに、現状でございますが、平日夜間の一次救急診療は、笠間市では現在まで実施しておりませんでした。また、休日診療当番医につきましては日曜日と祝日、年末年始につきましては、市内を笠間地区と友部・岩間地区の2ブロックに分けて、ブロックごとに1カ所ずつ、2カ所の医療機関で実施しております。

この現状の中で、夜間における軽症患者の増加が県立中央病院などの二次救急医療機関への過重なる負担となり、当地域の救急医療の課題となっております。

これに対しまして、市では、医師会、県立中央病院、水戸保健所等の医療関係機関で構成する笠間市地域医療整備対策協議会を設置し、解決策について検討してまいりました。その結果、市立病院が、公立病院の役割といたしまして、医師会、県薬剤師会笠間支部、県立中央病院の協力のもと、来る4月1日から平日の19時から22時までの夜間診療を実施することで協議が調ったものでございます。

22時以降の時間帯はとの質問でございますが、一次救急の患者が極端に少なくなることから、今までどおりそれぞれの医療機関が担うこととなります。また、薬の処方につきましては、市立病院内で処方をいたします。

また、この平日夜間診療を実施し、現在の休日の2カ所診療体制を維持することになると医師の負担が過大になってしまうことから、医師会へ委託している休日診療当番医につきまして、日曜日の診療を市立病院が担当し、祝日は医師会医療機関1カ所、年末年始は

2カ所の輪番制とすることで協議が調ったところでございます。

年末年始以外の通常の祝日は1カ所となりますが、日曜日についてはすべて市立病院ということで、市民の皆さん方にはわかりやすくなったというふうに考えております。

今までどおりできないかとのことでございますが、現在の医療体制を今回の変更により新たな時間帯を拡大するものでございます。

また、日曜日の市立病院の担当医は決まっているかとのことでございますが、非常勤の医師により対応することで既に決まっております。

次に、小児科のことでございますが、今回新たに実施いたします夜間診療は、医師会と県立中央病院の先生方が順番で診察を行うことから、さまざまな専門科目の医師が市立病院で診療することになります。当然小児科の医師も担当するわけですが、すべての平日夜間に小児科医を配置するわけではございません。

小児患者の対応につきましては、年齢や状況によって当番の医師が診られる範囲が異なることが予想されますので、市民の皆様方には、電話で年齢や症状を伝え確認した上で受診されますよう周知しているところでございます。

最後に、看護体制はあるかのご質問でございますが、平日夜間は、市立病院の看護師と県立中央病院の看護師の2名体制で実施します。また、日曜日は市立病院の看護師が対応をいたします。

続きまして、高齢者の健康診査でございますが、平成21年10月26日付厚生労働省保険局高齢課長より、各広域連合に健康診査受診率向上計画策定についての通知がありまして、健康診査受診率向上計画は、広域連合において策定するものであります。広域連合では、市町村へアンケート調査などにより既に策定済みでございます。笠間市として策定するものではありません。

次に、人間ドックについてのご質問でございますが、後期高齢者の方の人間ドックにつきましては、20年度の制度改正により、本来保険者であります広域連合が人間ドック助成事業を実施するものであるため、平成20年度、21年度は広域連合に助成事業を実施するように要望しておりましたが、助成事業は実施には至りませんでしたので、笠間市では、平成22年度より新規事業といたしまして、後期高齢者の方々が日々健康で生き生きと生活できるよう、人間ドック受診希望者100名を対象に、1人当たり健康診査2万5,000円を助成する事業を実施いたします。

議長（市村博之君） 教育次長深澤悌二君。

〔教育次長 深澤悌二君登壇〕

教育次長（深澤悌二君） 7番鈴木貞夫議員のご質問にお答えいたします。

就学援助制度につきましては、経済的理由により義務教育を受けることが困難な児童及び生徒の保護者に対して援助を行う制度でございます。

笠間市における就学援助受給率の実態でございますが、昨今の経済状況の影響を受けて、

平成19年度は6.5%、450人であったものが、平成21年度には9.8%、655人へ上昇しております。給付額では、平成19年が3,698万1,000円であったものが、平成21年度の決算見込みでは4,980万円となっております。

支給の基準については、生活保護を必要とする要保護者と、それに準ずる程度に困窮していると認められる準要保護者がありますが、準要保護者の認定基準については、市民税が非課税である者、市民税が減免される者など10の要件があり、この要件につきましてはこれまで同様でございます。

就学援助費のうち、準要保護分についての財源につきましては、三位一体の改革に伴う交付税措置により、平成17年度から一般財源化されたところであります。このため、市町村によっては、準要保護の認定基準を厳しくしたり、援助額を引き下げたりするところが出てきております。しかし、笠間市におきましては、国庫補助を廃止以降も財政状況が大変厳しい中ではありますが、当時の国による認定基準を維持して、就学援助費を支給し、保護者負担の軽減に努めております。

続きまして、保護者の負担についてでございますが、笠間市においては、就学援助費の支給に当たり、校外活動、宿泊学習、修学旅行費の調査を行っております。小学校の校外活動につきましては約2,000円、宿泊学習、修学旅行につきましてはそれぞれ積立金として約4,000円を徴収しております。中学校の校外活動につきましては約4,000円、宿泊学習、修学旅行につきましてもそれぞれ5万円を徴収しております。

これらの経費及び給食費につきましては、就学援助費で実額を支給しております。また、学用品につきましては、国の基準に準じて小学校で年間1万3,270円を、中学校で年間2万1,700円を、さらに新入学学用品として小学校で1万9,900円を、中学校で2万2,900円支給を行っております。

議長（市村博之君） 鈴木貞夫君。

7番（鈴木貞夫君） 2回目の質問したいと思いますけれども、僕は山口市長には、もう少し地域の実情その他をかんがみて、これほどそっけない答弁がされるというふうには思いませんでした。

順番はあれですけども、休日の問題ですね。昨年来、長い間中央病院や市の医師会等と検討してきて、こういうふうな方針になったわけですから、これから地域の中でこれがどういうふうに行われるかということは、私は市民としても大いに関心があると思うんですね。ただ、この間市立病院の院長さんとも1時間ばかり時間とっていただいて、現状についていろいろ話を聞いてきました。やはり市立病院の負担増になると懸念されているんですね。あそこを夜も休日の日曜日にも使うということになれば、あそこは現在入院患者も20人ぐらいいますし、訪問診療も積極的に行っている。休日もやるということになったら、これ医師2人では大変なことであって、それに対する手当てというか、対策というのは十分とらなきゃいけないんじゃないかと思うんですよ。

それで、一般の人たちは、病気が一次か二次かということは判断できないわけですね。その辺のことをどう知ってもらおうかということもありますけれども、一番僕は救急の体制で問題になるのは、小児科の問題じゃないかと思うんですよ。それは何歳で切るかという問題もありますけれども、お医者さん専門がありますから、必ずしもすべての人がすべての科に対応できるとは思いません。そういうときに、小児科がどういうところで対応できるかというシステムというか、それは一応やっておく必要があるんじゃないでしょうか。夜間ひきつけたとか、祭日やお祭りのときに、転んでけがしたぐらいでは大したことないわけですが、急に熱が出たとか、殊に3歳までは、いろいろ聞いていくと、そういうカットしたことで異常を来すような場面が多いし、若いお母さん方は慌ててしまうと。そうすると、どうしても救急車だということになってしまう。いわゆる中央病院の救急体制を何とか軽減して二次診療に専念したいということから、こういうことが起こっているわけですから、その辺の対策を私はとっていただきたいと思うんですよ。

それと、例えば私は福原ですけど、祭日なんかには友部や向こうのお医者さんまで中央病院の前を通って向こうへ行かないよね。中央病院へ行っちゃうね、緊急の場合は。自分で車を運転できたとしても。その逆もありますね。岩間の人たちが、中央病院の前を通って福原のお医者さんまで来ますか。私はそういうことを心配しているんですよ。その辺のことを考えて、今までのように二つの地域でやられた方が、むしろ市民へは細かい対応になるのではないかと。これは今のシステムをすぐ変えたりなんかというわけにはいかないけれども、運用する中でぜひともそういうものは考えていかないと、この地域医療体制というのが十分には機能しないんじゃないかと思う。それに何か考えがあるかどうか。

それで、笠間市から保健カレンダーというのが配られました。各戸にも配られたと思うんですね。4月1日から実施するわけですから、相当小まめに宣伝というか、知らせていくようなことを努力しないと、この体制がうまく動かないんじゃないかと。ただ、インターネットにのせました、一応配りました、市報に載せましたということでは、私は済まないと思うので、その辺を今どういうふうに宣伝というか、お知らせすることに力を入れるかということを改めて聞いておきたいと思います。

それと、義務教育の問題ですね。とりあえず現状維持というか、私が心配したのは、各地で、さっき言った財源が一般化したものだから、今まで2分の1ついていたのが全然つかないと。10%ぐらいしかつかない、ほかへ使っちゃったと、財源がないからということ、殊に準要保護世帯ですね。要保護世帯は国の基準で決まっているわけですから、準要保護の人たちは市が決めるわけでしょう。それを下げちゃったわけですよ。各地で起きているから、心配して聞いたんですね。

今度の予算書の中でも、小学校で、教育推進費の中に準要保護者の金額というのが入っているんですね。1億4,606万円あって、中学は7,522万9,000円ですけども、国県支出金が小学校で224万円なんですよ。中学で71万円、余りにも国やなんかの金額が少ないの

で、2分の1という昔はあった基準が、一般財源化されてしまって、700万円とか1,000何百万円と出ているのにこれはどうなんだろうと。この辺のことを、これは基本的なことでもあるのでお聞きしたいと思うんです。

さっき細かく保護者の負担の問題聞きましたけれども、数字わかりませんから、その辺については教えていただきたいし、私はこれからも、保護者全体が義務教育の中でどのような負担しているのかということは、調査を細かくやってほしいと思うんです。とにかく日本の義務教育というのは、国際的に見ても余りにも保護者の負担が多いということで各地で問題になっているということですね。

育英基金、私は何回も言ってきました。基金がなくなったからやめますというのは、余りにも芸がないんじゃないですか。基金がなくなるというのは、10年も前からわかっていることですよ。やはり何らかの手当てをすると、これはやっぱり市長の腹ですよ。それで市長に答弁を求めたんです。住みよいまち、訪れてよいまち笠間というのをつくるなら、未来に対して若い人たちが希望を持てるような、わずかであっても就学援助を出してやれるような制度というのは、今すぐ22年度は実施できないとしても、条例はなくさずに、今後どういうふうな形で努力していくか、私はやるべきだと思いますよ。

今回の予算案見ても、私は疑問に思うような補助金ありますよ。何でこんなところに出しておくんだと。今ここで細かく言いませんけれども、そういうのをしていけば、21年度には288万円ですよ。260億円からある一般財政の中で288万円というのがダメージなのが、それともそういうのを支出して、若い人たちに希望を持たせるということが私は必要だと思うんです。これはぜひとも考えてもらいたい。

高齢者医療の問題です。高齢者のこれを出してきたのは、例えば人間ドックについても、実施の市町村が19年度末には723全国であったというんですよ。ところが、次の年には後期高齢者が始まったら半分の374に減ってしまったんですね。途端に半分になっちゃった。それで、私は厚労省も慌てたんじゃないかと。それで、特別調整交付金を出すから、それを活用して後期高齢者の健康づくりのために市町村が人間ドックの実施を含めて支援体制をとってくれということを行っているわけですね。

さっき部長の答弁の中で、高齢者の計画は広域連合がやるから市町村は知らないよなんて言ったんですけれども、厚労省の文書、21年11月30日、私はたまたま広域連合の議員になっているから送られてきたわけですから、市町村と協議の上と書いてあるんですよ。どういうふうな協議をされて、笠間ではこういう計画をしますということ積み重ねないと、茨城県全体では計画出ませんね。その協議の上でどういうふうな計画を立てたかということ私を私は聞きたいと言ったんですよ。

これでは、当該計画に基づく取り組みを着実に進めるよう要請すると、この文書の中に書かれているわけですから、どういうふうな協議をされて、どういう計画を来期持つのかということ、ぜひお聞かせ願いたいと思います。

最後に、エコフロンティアの問題です。いろいろな意見があるのは、重々、百も承知しております。しかし、このことは、ただ単に一地域の問題じゃないんですよ。県の施設なんです。しかも、これが建設される当時には、いわゆる旧笠間市は、その前の年に県に対して、笠間には最終処分場の予定地、そういう土地はありませんと回答しているんですね、一回。そのとき80幾つあった市町村のうちで、県に予定地がないと言ったのは17しかなかったんです。その中に入っていたんですよ。ところが、平成9年か10年ですね。それから1年もしないうちに、あそこの砂利穴があるからそこを処分場にしたらどうかと言われてたら、当時の市長さんが返事をして、当時の市長さんは旧笠間の市長さんです。その当時の知事さん驚いたそうですよ。笠間があんなに簡単に返事するとは思わなかったと。日動美術館の長谷川さんという女性の理事長ですか、あの人が私たちといろいろ話し合ったときに、県に行って、何で笠間なんだと言ったら、そういうことを言ったそうですよ。驚いたと。ほとんど無条件で引き受けたというふうな話を聞いているんです。

そういうふうなことから、いろいろ問題が派生してきて現在に至っているわけですね。私が一番ここで心配していることは、確かに4者協定を結んで、その最後に、地元の人を合意を得れば期間延長できるというふうに書いてある。だから、今までずっと4者協定が結ばれなかったという経過もあるんです。

それで、一地域の問題じゃなくして、今は遮水シートがとりあえずはもっているかもしれませんが、これから何十年もたった後どういうふうになるかわからないし、ああいうガス化溶融炉、ああいう高溶融炉が動いていて、それも劣化したときどうなるかということはわかりません。そのときはその地域だけの被害の問題じゃないんですよ。私は、地域の人たちに過酷なそういうことを押しつけて、地域が承認したから延ばしましたという言いわけをつくるようなことはやめていただきたいと。あれ10年たったらほかにつくるというのが昔の県の約束ですよ。10年我慢してくれと、10年たてば北部か県西か鹿行か、その3カ所でどこかにつくりますよというのが、当時の県の私たちに対する返答ですよ。

ですから、私は、あの地域だけにそういうふうな責任を押しつけることはやめていただきたい。もし責任持つなら、全笠間市の市民にちゃんとした説明をして、納得されるようなことをやらない限りは、私はこの問題は一地域の問題じゃないと。県全体の問題だというふうに強調したいと思うんですよ。

それで、この問題については、私たちは、今、茨城県の県議会開催中でありましてけれども、請願書を提出しました。このような10年を30年にするとか、溶融処理施設を15年を20年にするとか、県外からもどんなごみでも持ち込むという話になっていたそうですよ、県出資団体特別委員会の席上で。2000の溶融施設があるから、そこにどんなごみでも持ち込みできるという話さえになって、みんなそれに多くの疑問を持っているんです。そういうことはやめていただきたい、そういうことを私たちは主張しているんです。

この問題については、山口市長は県議の時代からずっとかかわっていたわけですから、

たしか理事だったかもしれませんがね。今も環境保全委員会のメンバーだと思いますから、
どういうふうに地域に対して説明し、考えているか、それはぜひ伺いたいと思います。

議長（市村博之君） ここで暫時休憩いたします。

なお、13時05分に再開いたします。

午後零時02分休憩

午後1時05分再開

議長（市村博之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

8番西山 猛君が退席いたしました。

答弁をお願いします。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

市長（山口伸樹君） 鈴木（貞）議員の育英基金の件について答弁をいたします。

この件につきましては、鈴木（貞）議員も何度も質問されていると思いますが、私も何度も答弁をしております。同じような答弁になりますが、基金の原資がなくなったために廃止をするものでございます。

そして、先ほど教育長から答弁がありましたように、22年度から公立学校、私立学校、高校生の支援が国においてなされる予定でございますので、奨学金と同じ目的として支援措置になるものと思っております。

ちなみに、この奨学金の利用者でございますが、21年度で39名の利用者がおりますが、そのうち36名が高校生ということでございますので、高校生については国の支援措置で一つの目的が達成されると思っておりますし、また、大学生につきましてはいろいろな制度がございますので、それを活用できるよう奨励していきたいと思っております。

それと、エコフロンティアかさまの件でございますが、エコフロンティアかさまの運営については、地元の皆さんの理解をいただくことが何においても一番であります。今後とも事業団と連携して対応してまいりたいと思います。

議長（市村博之君） 保健衛生部長仲村 洋君。

保健衛生部長（仲村 洋君） 鈴木（貞）議員の再質問にお答えしたいと思います。

休日に対する医師の件でございますが、臨時職員4名で対応を考えております。

小児科の問題でございますが、県内の医師数につきましては、平成20年3月策定の茨城県保健医療計画によれば、茨城県が全都道府県中最下位、産婦人科は41というところにあります。こういった中で、笠間市においても、小児科を標榜する医療機関は平成20年2月1日現在13カ所あるわけでございます。また、産婦人科は2カ所あるのが現状でございます。

そういった中で、現在の医師不足の状況としましては、医療制度改革等に起因する都市

部への医師の偏在、病院勤務医師の過酷な勤務条件、その他もろもろなものが医師不足の原因かなと考えておるところでございます。小児科や産婦人科だけでなく、他の医療機関も含めて、不足を解消するという事は極めて難しい状況であると考えておるところでございます。

しかしながら、茨城県保健医療計画を推進し、市民の皆様が安心して医療を受けられる環境を整えるためには、医師の確保を初め、医療提供体制の整備、県保健福祉部等関係機関へ引き続き要望していくとともに、県立中央病院や医師会医療機関等の連携を強化し、医療体制の充実に今後とも進めてまいりたいと考えております。

それから、休日診療の2カ所から1カ所ということでございますが、この地域に限りがある医療資源をいかに有効に活用し、一次救急診療を確保するかという観点から、夜間診療を開始することが必要であり、また、実施するに当たっては、実際に診療していただきます医師会の先生方の負担を軽減する必要があるということが一つ。さらに、休日医療当番の医療実績によれば、平成20年度でございますが、笠間医師会、笠間地区1日平均患者数が21名、友部地区は33名という状況でございますので、1日当たりの患者数が、合計しても1カ所所で対応は可能であるということから判断したものでございます。

今回の見直しに伴いまして、市民の皆様方には、祝日における当番医までの距離が少し遠くなってしまい、ご不便をおかけすることもございますが、地域の医療提供体制を充実して、真に緊急的医療を受けなければ本当に困ってしまうということがないように、現状分析を行いながら今後とも制度見直しをしてまいりたいと考えております。

それから、広報の件でございますが、2月号では緊急夜間診療等の締結の広報を掲載してございます。3月の広報紙においては、その内容を具体的に掲載したものを各戸に配布をしてございます。そういった中で、今後、状況を見ながらPRに努めていきたいと考えております。

それから、後期高齢の関係でございますが、健康診査受診率向上計画策定の件ですが、協議の上というご質問でございますが、広域連合からは、協議ということにかえてアンケート調査が来てございます。それに基づいて広域連合が策定をし、国の方に報告をしているというふうな形でございます。

以上でございます。

議長（市村博之君） 教育次長深澤悌二君。

教育次長（深澤悌二君） 就学援助に伴う再質問にお答えいたします。

国庫補助金が少ないのではないかとというようなご質問でございますが、要保護児童生徒につきましては、生活保護対象世帯ということでございますので、子どもの数等が少ないということから、補助金等も少ないということでございます。基本的には、生活保護世帯につきましては、教育扶助ということで含まれて交付されておりまして、個々の補助金につきましては、スポーツ保険関係、修学旅行に関する費用の補助でございます。人数を申

申し上げますと、小学生が17名、中学生が17名ということでございます。

先ほども答弁の中で申し上げましたけれども、市の財政負担がふえてございますが、先ほどお話ししたように、本市では、財政構成が変わりましても従来同様の就学支援を行っているところでございます。

以上でございます。

議長（市村博之君） 鈴木貞夫君。

7番（鈴木貞夫君） 一応答弁もらいましたけれども、まだ聞きたいことはあるわけですが、時間の関係もありますから、この答弁をちょっと調べてみて、個々の問題については担当者の方にお聞きしたいと思います。

いずれにしても、こういう混乱する中、ぜひとも市民が安心して暮らせるような施策を市長としてはこれからも中心に進めていただきたいということだけを申し上げておきます。

以上で終わります。

議長（市村博之君） 鈴木貞夫君の質問を終わります。

次に、18番大関久義君の発言を許可いたします。

18番（大関久義君） 18番大関久義です。通告に従い一般質問をいたします。

1、笠間市ごみ減量化推進基金条例について、2、笠間市の防犯について、3、笠間市の行政区について、4、笠間市立病院について、以上の4点について質問をいたします。

まず、笠間市の基金条例の一つであります笠間市ごみ減量化推進基金条例についてお伺いいたします。

今定例会に、笠間市ごみ減量化推進基金条例の一部を改正する条例が提出されておりますが、今回改正される理由についてそのお考えをお聞きしたいと思い、質問いたします。

この笠間市ごみ減量化推進基金条例は、合併する以前より笠間、岩間、友部にて設置されておりました。私たちがごみを出す際に、ピンクのごみ袋を有料で購入し使用しているごみ袋の売上金を積み立てている基金なのであります。旧笠間市では、平成8年より、旧友部、岩間では平成11年より施行され、基金として積み立ててきたものであります。

ごみを出す際には、だれもが100円か200円でピンクのごみ袋を購入し、利用し、ごみを出さなければならないシステムになっているわけでありまして、笠間市の全世帯の方たちでごみ袋を購入し、積み立ててきた基金であるわけでありまして。

そして、この笠間市ごみ減量化推進基金条例では、第1条で、笠間市のごみ減量化事業を円滑に推進するため設置をすると書かれてあります。また、第4条では、基金の運用から生じる益金は、設置の目的に応じ使用するものとするとしてされており、さらに第6条では、この基金は、第1条に規定する目的のためでなければ処分することができないとなっております。ごみ減量化事業を円滑に推進するために使用するものと、明記されている条例なのであります。

しかし、1月20日の議員全員協議会にて、住宅用太陽光発電システム設置費及び住宅用

二酸化炭素冷媒ヒートポンプ給湯器エコキュート設置費補助事業についての報告事項があり、この補助事業に対して笠間市ごみ減量化推進基金を利用したいため、基金の目的、名称を改正し、その財源として充てるとの報告がなされました。

ごみ減量化基金と太陽光発電システム設置、エコキュート設置費補助事業との関連は何かあるのでしょうか。笠間市の8万の市民が、10年間以上にわたり少しずつ積み上げてきた基金であるというのはわかっていると思います。

私は、基金を使用することに反対しているものではありません。眠っている基金は有効に活用すべきであると思っております。しかし、今回の突然の条例改正には、理解できないのであります。なぜ住宅用太陽光発電システムが先に来るのですか。なぜエコキュート設置が先に来るのですか。おかしいと思いませんか。

茨城県内では、既に九つの自治体でこの補助事業が実施されております。笠間市でも、環境に配慮した地球温暖化防止のため、この補助事業を導入していきたいとのことは理解いたします。また、地球温暖化対策も必要でありますし、取り入れていくべきだと理解はいたしております。が、導入をするのであれば、基金の条例を先に改正するのが通常であろうと思うのであります。その後に使途を決定していくのが、筋であり、順序であると思うのであります。

1月の議員全員協議会では、この事業の財源として、地域住宅交付金と笠間市ごみ減量化推進基金から充てるとの報告だけありました。1カ月後の2月19日の議員全員協議会にて、初めて笠間市ごみ減量化推進基金条例の一部改正についての条文が明示されたわけがあります。どうして初めての報告のとき、最初の1月の全員協議会と一緒に提出することができなかつたのでありますか。2月の全員協議会まで1カ月の期間を要した理由についてお伺いいたします。

現在、このごみ減量化推進基金の残高は、平成21年度末で1億7,477万円と示されております。また、平成22年での取り崩し予定額は2,282万3,000円との予定が示されております。条例を改正することを前提での予定金額だと思っておりますが、太陽光発電システム設置と、エコキュート設置の二つだけの補助事業を導入しただけで、既にこの金額を取り崩すことになってくるのであります。

さらに、改正をしようとする条例の中で、地球温暖化防止に資する事業、そのほか環境政策を推進するため必要な事業に拡大して使用できる基金となった場合は、この基金はたちまち底を突くこととなってしまい、今回の定例会にて廃止となってしまった笠間市育成基金条例のようにこの基金もなくなってしまいます。

先ほども言いましたが、この基金は、笠間市の全世帯の人たち、笠間市に生活をする人たち全員が、ごみ袋のわずかな売上金を10年以上もの期間をかけて地道に積み上げてきた大切な基金であるわけがあります。

太陽光発電システムとかエコキュートなどの補助金は、ほんの一部の特定の世帯だけの

要望であり、一部の人にしか還元されません。100人の人から基金を集めておいて、1人が2人の人のために補助をする事業、還元されるような制度になってしまい、理解されるものではありません。

基金は、目的を持って積み上げてきたものであるはずであります。そして、その目的のために使用されるべきであります。全体から集めた基金は、多くの人に利用されるべきであります。

笠間市においても地球温暖化防止対策が必要になってきたのであれば、一般財源から予算の措置をすることが順当であると思います。地球温暖化対策や環境政策の推進のため必要な事業ということになれば、幾ら基金があっても足らなくなってしまうと言わざるを得ません。笠間の全市民が少しずつ積み立ててきた基金でありますので、広く多くの市民に還元されるような事業に充てていくべきだと思うのであります。

このほかにも笠間市の基金はありますが、この基金や笠間市の基金条例について、執行部ではどのように考えておられるのか、さきの質問とあわせ執行部のご所見をお伺いいたします。

次に、笠間市の防犯についてお伺いいたします。

笠間市で現在取り組んでいる防犯対策について、どのようなものがあるのか、まずお伺いをいたしたいと思います。

昨年、岩間地区にて何者かによって県道にロープが張られて、新聞配達中の女性はそのロープにかかり、けがを負った事件が発生いたしました。朝の早い時間帯のことであり、あたりはまだ暗かったころでありました。一步間違えば死亡事故につながっていたかもしれないような事件でありました。NHKのテレビでも報道され、地元で大騒ぎになった事件であります。当然、警察も聞き込み調査、不審者の捜査に全力を上げておりました。しかし、たまたま大きなけがでなかったこともあり、事件のことも薄れかけ、また、このような事件は犯人が捕まらずお蔵入りになってしまうのがお決まりのケースであることが多いので、忘れかけていたのであります。

ところが、先日の新聞にて、犯人を突きとめ、少年を補導したとの報道があったのであります。改めて、私たちの住んでいるところの笠間警察署はすばらしいと感じました。並大抵ではできないことでもありますし、私たちの身近な笠間警察の方々が必死に守ってくれているのだと、強く感じた次第であります。

犯人が捕まるのと犯人が捕まらないのとでは、信頼関係が全く違ってきてしまいます。悪いことをすれば必ず見つかって捕まってしまう、そのことは非常に大事なことであり、またその効果ははかり知れないものがあると思うのであります。そして、連鎖の事件を防ぐためにも、大きな力を発揮するものであります。笠間市でも、もっと防犯に対し、取り組んでいかなければと思った次第であります。

そのような観点から見てみますと、現在、笠間市内のJR駅には防犯カメラが設置され

ていないので、友部駅、岩間駅、笠間駅に防犯カメラを設置すべきであると考えますが、その見解をお伺いいたします。

また、笠間市では、防災の組織化を各行政区に推進をしております。私の住んでいる日吉町区でも、一昨年防災組織をつくり、立ち上げたところであります。その際に防災組織だけでなく、防犯の組織も一緒に立ち上げてはどうだろうかとの意見が出されました。昔は、地域内を「火の用心」などで子どもたちと一緒に行っていただけであります。自分たちの地域は自分たちで守るとのことから考えれば、共通することでありまして、防災と防犯の組織を兼ねることにしたのであります。

平成22年度でも、防災組織を推進するための予算措置をしているところでありますので、ぜひこのことについて取り組んでいただきたいと思いますので、あわせてお伺いいたします。

次に、笠間市の行政区について、3点ほどお伺いいたします。

以前にも区長制度についての一般質問をいたし、行政区についても一部お聞きいたしました。行政区の範囲についてお伺いをいたします。

多分、前回と行政区の数についての変化はなく、笠間市の行政区は319区であると思えます。この319区の行政区を構成している世帯数であります。最大の行政区と最少の行政区との世帯数の差は、実に491世帯もの差があるのであります。最大の区が495世帯であり、最少の区が4世帯であります。

行政区の成り立ちは、それぞれの地域の歴史があってでき上がってきているものと思えます。地理的な条件もありますし、また別な理由もあることでありましょう。しかし、行政区に支払われている行政事務交付金の均等割については、公平でないと思われれます。

現在、3万円が均等割にて一律で交付されております。それプラス、1世帯につき1,000円の世帯割の交付となっております。このように10世帯以下でも400世帯以上でも3万円の均等割についての交付は同等の金額での支払いなのであります。したがって、大きな行政区がなおざりにされているような交付金の制度となってしまうのであります。

また、笠間市行政事務連絡交付金交付要綱によりますと、行政区に準ずる班の規定が示され、5世帯以上をもって構成が認められております。5世帯をもってすれば独立することが可能となるわけでありまして、当該区の区長の承認を得れば、5世帯で独立できるのであります。

しかし、この組織には世帯数に1,000円を乗じた交付金だけの措置であり、3万円の均等割については交付がなされておられません。一方、合併以前からある4世帯、5世帯の小さな行政区では、均等割、世帯割の両方とも交付されているのであります。

以前での一般質問の際にも申し上げましたが、合併をして4年が経過をいたしますので、この行政事務連絡交付金について検討をすべき時期であると思えます。

現在、10世帯以下の行政区の数は7区あり、30世帯まで加えると60区があります。しかし、100世帯以上の行政区は68区あります。そのうち200世帯以上の行政区は10区もあるのがあります。したがって、各行政区に交付される行政事務連絡交付金については、十分に検討をすべきと考えますので、お伺いをいたします。

以上、行政区の単位について、行政区に対する交付金のあり方について、今後の行政区の運営について、あわせてお尋ねいたします。

次に、笠間市立病院についてお伺いいたします。

平成22年4月より、平日の夜間午後7時から10時まで初期緊急診療を実施されるとの内容についての質問と、同じく4月より、すべての日曜日について笠間市立病院にて診療を実施することになった内容についての質問は、先ほど鈴木貞夫議員が質問をされたので、次のことについてだけお伺いをしたいと思います。

平日の夜間と日曜日の診療に対して担当する医師について、どのような先生が対応していただけるのか、決まっていればお聞きしたいと思います。病院にとって、このことが一番大切になってくるのでありますので、状況をお伺いいたします。

また、4月よりすべての日曜日は笠間市立病院にて休日の診療を実施するのであれば、デマンドタクシーの運行を休日診療に合わせて実施していくべきと思うのであります。笠間市全体で1カ所となるのは、市民にとって不便になってしまうのではと先ほどの質問の中でもありましたが、平成22年度はエリアの見直し等を行うとのことなのでありますので、市民の足としての運行体制の充実、利便性の向上の面からもぜひ取り組んでいただきたいと思っておりますので、見解をお伺いいたします。

以上、4項目について質問をいたしますので、一つずつご答弁をお願いいたします。

議長（市村博之君） 市民生活部長打越正男君。

〔市民生活部長 打越正男君登壇〕

市民生活部長（打越正男君） 18番大関議員のご質問にお答えいたします。

笠間市ごみ減量化推進基金条例についてと笠間市の防犯についての2点お尋ねがございました。

まず、笠間市ごみ減量化推進基金条例の一部を改正する理由についてでございます。

このごみ減量化事業につきましては、これまでは、ごみ処理施設の保全や経費削減を目的にその効果を上げてまいりました。しかしながら、時代背景が変わり、近年は、減量化の目的も、よりグローバルな地球温暖化の防止という観点に移行しております。

このような状況から、笠間市におきましても、今日的な課題に対応できるよう、条例の目的に厚みを加え、地球温暖化防止に資する事業の推進を図るなど、笠間市の環境施策を積極的に展開していくために条例改正を行うものでございます。

次に、笠間市ごみ減量化推進基金条例の一部改正と住宅用太陽光発電システム設置費及び住宅用二酸化炭素冷媒ヒートポンプ給湯器、いわゆるエコキュート設置費補助事業の関

連についてお答えいたします。

今回の基金条例の改正は、地球温暖化防止の推進を図ることを大きな目的の一つに考えております。その先駆けの事業として、住宅用太陽光発電システムとエコキュート設置費補助の実施と、その財源にごみ減量化推進基金条例を改正して基金の一部を充てることについて、本年1月の議員全員協議会にご報告させていただいたところでございます。

なお、なぜ一緒に報告できなかつたかのご質問でございますが、1月の全員協議会で報告させていただいたその時点で、当条例改正の具体的内容がまだ定まっていなかつたということで、一緒に報告できなかつたわけでございます。

これらの事業を進めるに当たりまして、基金条例の改正と予算につきましては、関連性があるために今回同時に提出させていただきました。

続きまして、今後の事業展開でございますが、温室効果ガス削減計画を策定していく予定でございます。この事業を実施していく中で、さらに有効な基金活用を図ってまいりたいと考えております。

最後になりますが、笠間市の基金条例につきましては、基金条例は計画的な健全な財政運営を図るために積み立て、目的の範囲内で有効に活用していくものと、基金の考え方については持っております。

次に、笠間市の防犯についてでございます。初めに、笠間市で現在取り組んでいる防犯対策について、どのようなものがあるのかとのことでございますが、主な防犯対策事業といたしまして、防犯灯の整備事業と防犯関連団体への支援事業に取り組んでおります。

まず、防犯灯については、夜間における犯罪、事故等の発生を抑止するために、設置等を積極的に推進しておりますが、平成21年度の防犯灯設置実績としまして、管理区分に応じて笠間市が147基を新しく設置し、274基の老朽化した器具を交換いたしております。また、行政区で行った595基の防犯灯工事に対しましては、設置費の3分の2の助成を行うなど、全体で約1,000基の新設更新工事を行ってまいりました。

防犯関連団体への支援につきましては、防犯連絡員と防犯ボランティアへの活動支援が主なものでございます。防犯連絡員につきましては、現在、555名の方々が警察署から委嘱を受け、活動をされておりますが、その支援として、笠間地区防犯協会を通じまして、防犯帽子、防犯ベスト、腕章の物品貸与をしているほか、活動中の事故等に対する傷害保険にも加入をいたしております。

また、地域で自発的に活動されている自警団やスクールサポーターなどの防犯ボランティアは、現在21団体が組織されております。ボランティア活動をされている方々には、無理なく、事故なく、息長く自主活動していただくために、活動に対する市民損害賠償保険の適用や青色パトロール車の貸し出し、腕章の配布などの支援をいたしております。

次に、市内のJR駅に防犯カメラを設置すべきではとのことでございますが、JR水戸支社によりますと、市内の全駅舎の待合室には防犯カメラを設置しているとのことござ

います。また、笠間市では、友部駅の南北自由通路に12台の防犯カメラを設置して施設等の管理を行っており、岩間駅につきましても、駅橋上化の建設に合わせて施設内に防犯カメラの設置をしております。

なお、ご質問の友部駅や岩間駅、笠間駅前広場への防犯カメラの設置につきましては、現在のところ計画はございません。

しかし、防犯カメラを設置することにより、犯罪に対する抑止やデータ保存ができるなどの効果がありますが、1カ所当たり複数台必要となりますので、多額の経費とランニングコストがかかることから、検討する必要があると考えております。

次に、各地区での防犯取り組みについて、防災組織と連動しながらの組織づくりを考えるべきではとのことですが、防災も防犯も、自分たちの地域は自分たちで守ることが基本でありますので、行政区単位で防災と防犯の活動を連携させることは効果的であると考えております。

しかし、既に地域の防災対策として自主防災組織が26団体組織されており、また、行政区や学区単位などで任意に結成されている防犯ボランティア団体が21団体ございます。このため、地区それぞれの状況に応じて、連携強化が図れるよう助言してまいりたいと思っております。

以上でございます。

議長（市村博之君） 総務部長小松崎 登君。

〔総務部長 小松崎 登君登壇〕

総務部長（小松崎 登君） それでは、大関議員のご質問、笠間市の行政区についてお答えを申し上げたいと思います。

笠間市の行政区の単位につきましては、現在、320の区域で行政区が構成されているわけございまして、1区当たりの平均世帯数は74世帯でございます。議員言われるように最少構成世帯数は4世帯、それから最大構成世帯数は494世帯ということでございます。

現状の行政区の単位につきましては、地域によってばらつきがある現状でございますが、これは地域の地理的条件、それからこれまでに醸成しました地域コミュニティの違いによるものが大きく起因しているものと思われるところでございます。

しかしながら、行政区の円滑な運営と効率化を図るためには、ある程度の規模であることが必要だと思われまますので、小規模区の解消は課題であると認識はいたしているところでございます。

次に、行政事務連絡事務交付金につきましてはでございますけれども、各区におきまして行政事務連絡の円滑な推進をするために、行政区及び行政区に準ずる班を対象といたしまして、1世帯当たり1,000円の金額を交付しております。また、行政区に準ずる班につきましては、単独で行政区を構成するまでの機能がなく、行政連絡文書の回覧などをする組織として、当該区長の承認のもとに構成がされているものでございます。現状での行政区

に準ずる班は17班が組織されておりまして、これらの規模は、平均でいいますと14世帯というふうになっているわけでございます。

次に、今後の行政区の運営でございますけれども、現状では、行政区の規模のばらつき、小規模な行政区と、それから合併により新たに制度化された行政区に準ずる班とのすみ分け、それから小規模区と大規模区の区長報酬の格差など、現状では課題が多くあるわけでございます。

これらの問題につきましては、今後、区長会と議論を深めながら、限られた財源を有効に生かしつつ、行政区の設置の目的が円滑に効率よく発展するための方向性を検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（市村博之君） 保健衛生部長仲村 洋君。

〔保健衛生部長 仲村 洋君登壇〕

保健衛生部長（仲村 洋君） 市立病院の平日夜間、どのような先生が担当するのかというご質問でございますが、夜間につきましては、市内の医師会の先生方、また県立中央病院の先生方のローテーションで行っていくということでございます。それから、休日につきましては、川崎市内の病院の先生2人、自治医大から1人、筑西市内の病院の先生が1名ということで、4名で対応してまいりたいと考えております。

議長（市村博之君） 市長公室長青木 繁君。

〔市長公室長 青木 繁君登壇〕

市長公室長（青木 繁君） 18番大関議員から、市立病院の関連で、デマンドタクシーの件でご質問いただきました。

デマンドタクシーにつきましては、ご承知のとおり平成20年2月20日から始まりまして、今年の3月31日で約2年ちょっとになりますけれども、試行期間が完了するわけで、この4月から本格稼働という形になります。そういう中で、今月の全員協議会で変更等の話をする予定で、今まで進めておりました。

そういう中で、デマンドタクシーの特性というものを基本に、ちょっとお話ししたいと思います。

まず、特性としましては、公共交通の空白地域の解消を目的とした市民のための通院や買い物を中心とした日常的な交通と、そして定時定路線ではなく、自宅や指定場所から目的地まで電話予約に送迎ということで、30分前に電話で予約するというようなシステムになってございます。

それから、通常のタクシーとは異なりまして、他の利用者との乗り合いによる運行、さらに利用料金は300円ということで、低価格で実施をしております。それから、バス、あるいはタクシー、鉄道など既存の交通機関との共存ということが基本的な考え方としてございます。

今回の改正につきましては、これから今月の全協にお話しすることになっているんですが、事業費はおおむね現行どおりでございます。そして、車両台数も10台ということで従来どおり、料金も従来どおり、変わったのはエリア、今まで7エリアに分割されておりました。それを利便性を含めて、この2年間でいろいろな課題、問題が出てきたものを整理しまして、三つのエリアにしようという形の中から進めております。

そして、登録方法も、従来は窓口とか郵便とかファクスで登録をして、その利用者ということを確認していたんですが、現在6,489人の利用者がありますが、それを電話でも可能にしよう。それから、運行日は平日のみと、そしてお盆、年末年始は除くと。さらに、運行時間は8時15分から夜17時まで、登録条件としましては市内に居住している方ということで考えております。

そこで、今般の市立病院の日曜診療につきましては、緊急時に診療を行う救急診療でございます。事前予約で乗り合わせにより運行するというデマンドタクシーは、緊急診療の移動手段には適さないものと考えてございます。

それから、休日を市立病院でやるということなんですが、市内の病院全部ではないんですが、日曜日でも診療している、平日に休日をとっていると、そういうのも実態としてございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

議長（市村博之君） ただいまのデマンド交通につきましては、関連の質問でございまして、本来ならば回答は控えるべきと思ったんですが、執行部の方で答弁の用意があるということで答弁させましたので、念のために申し添えます。

大関久義君。

18番（大関久義君） 再質問をいたします。

最初の笠間市ごみ減量化推進基金の条例についてであります。議案第3号にてこの基金の条例の一部を改正する条例が提出されました。本会議において、一部の訂正でなく全部の訂正になってしまうと指摘をいたしました。基金条例の表題を、ごみ減量化推進基金から地球温暖化防止等事業基金に変えてしまい、ごみの減量化の文言は条文の最後に、第6条の2項として、ごみの減量化に資する事業と出てくるだけの基金条例となっております。

私たちの住んでいる笠間市においても、地球温暖化対策のための事業として、県内ほかの九つの市で取り組まれておる住宅用太陽光システム設置費やエコキュート設置費の補助事業を実施していくのであれば、まず一般財源での予算で組み上げるべきであります。

笠間市の市民全員の方々がごみ袋を購入し、その売上金を積み上げてきたごみ減量化基金でありますので、今回のような一部分の人だけが利用できる補助金の制度としてではなく、多くの笠間市民が利用できる補助金の制度として活用すべきであります。

基金とは、目的を持って積み上げ、目的に沿って使用するとの見解はお伺いいたしまし

た。しかし、先ほども申し上げましたが、今回この基金条例が改正することとなれば、この基金に積み上げてきたお金を利用する範囲が拡大されて、環境に関することであれば何でも使える基金となってしまうことに懸念を抱いております。

また、笠間市では、このほかにも、環境に関連されると思われる基金の条例の中には、ごみ減量化推進基金のほかにも緑の基金など挙げられますが、今後も同じように条例の一部改正などをして基金の利用を進めていく計画があるのかどうか含めまして、今後の基金のあり方について再度お伺いいたします。

次に、笠間市の防犯についてであります。防犯灯の整備を初めいろいろな対策をしているとのこと、また取り組んでいることは理解いたしました。ぜひとも防犯カメラを各駅に設置していただきたいと思っております。現在は自由通路と待合室だけになっているとのことですので、ぜひ取り組んでいただきたいと思っております。

それによって、笠間市と笠間警察署の連携が強化され、笠間市民の安心・安全がさらに増すこととなるはずであります。最近では、荒川沖で起きた殺傷事件など、県内でも凶悪な事件が身近で起きていることを考えますと、防犯に対する対応策等は早急にしていかなければならないことでもあります。

また、岩間駅舎の工事は、今年度の秋ごろからの着工であると聞いております。ぜひとも工事の中での防犯カメラの設置を取り入れていただきたいのであります。その計画についてどうなのか、友部駅、笠間駅も含めてお伺いをしたいと思っております。

また、笠間市では、現在、各地域に防犯連絡員さんがおります。防犯連絡員さんにアンケート調査を行っているようでありますが、それらについてどのような目的があるのか、内容についてお伺いしたいと思っております。

防犯連絡員、防犯ボランティアパトロールなどの方々が地域で献身的に取り組み、活躍をしている姿は、本当に頭の下がる思いであります。笠間市としても、防犯対策の強化を図るために、笠間警察署と地域住民と行政側とが連携を密にすることはもとより、地域を組織化して協力し合うことも必要になってくるものと思われまます。防犯についての今後の取り組み方を再度お伺いいたします。

次に、笠間市の行政区についてお伺いをいたします。

先ほどお聞きいたしました小規模な行政区と、合併により新たに制度化された行政区に準ずる班についてであります。同じ行政区の中にそのことが実際に起こってきております。7世帯で行政区として認められたところもあれば、10世帯であっても行政区に準ずる班となっているところもあります。このような事態に対し、どのように説明をして、理解をしていただくのか、大変困ってしまっておりますので、検討をしていただきたいと思うのであります。

今、行政区を脱会される方がふえております。行政区のあり方については十分に検討をしていただきたいと思っておりますので、お伺いをいたします。

以上、再質問をいたします。

議長（市村博之君） 総務部長小松崎 登君。

総務部長（小松崎 登君） それでは、私の方から笠間市のごみ減量化基金条例ということで、条例改正の手法という観点からお答えをさせていただきたいと思います。

条例改正する場合には、方法といたしまして、全部改正、それから一部改正の手法がございます。また、改正ではございませんけれども、似たようなものとして、条例を一度廃止して新たに制定する、いわゆる廃止、それから制定という手法がとられる場合もございます。このうち、どの手法を採用するかにつきましては、条例の趣旨が全く変わってしまう場合、それから改正の範囲が広範囲な場合、大幅なものである場合、こういった場合におきましては、一部改正方式ではなく、改正が複雑でわかりにくいという場合におきましては、全部改正や廃止、制定の方式がとられているところでございます。

今回の笠間市ごみ減量化推進基金条例の改正につきましては、従来の制定の目的にさらなる厚みを加えて、ごみ減量化の目標であります地球環境保全といった、より今日的な課題に対応するためのものでありますので、改正しても基金の目的は引き継がれるものと考えているところでございます。

あわせて、今回の改正は、改正条文的には比較的簡易なものでありますので、一部改正の方式をとらせていただいたというところでございます。

それから、行政区についての話でございまして、小規模の行政区がある、それから合併に伴いまして行政区に準ずる区があるという状況でございます。行政区から脱会いたしまして、準ずる班に移行されるケースが間々あるということでございます。

基本的には、この準ずる班という考え方は、合併時に調整させてもらってつくった班でございますけれども、本来は行政区という単位でやっていただくのが一番ありがたいところでございまして、この準ずる班が区の中から多く出てくるということは、行政運営上好ましくないものであると私は感じているわけでございます。

そういった意味も含めまして、現状をよく整理しまして、区長会の役員さん、そのほかの区長会の皆さん等々とも相談しまして、今後このような格差のないような組織づくりといたしますか、あと区長報酬も含めまして、その辺の整理をしまいたいと考えております。

以上でございます。

議長（市村博之君） 都市建設部長橋本雅晴君。

都市建設部長（橋本雅晴君） それでは、岩間の駅舎に防犯カメラの設置をというご質問でございますが、岩間の駅舎の方、これから契約を経て進めていくわけでございますけれども、今の計画の中では、岩間の自由通路に12台のカメラを設置する予定でございます。

以上でございます。

議長（市村博之君） 市民生活部長打越正男君。

市民生活部長（打越正男君） 再質問にお答えしたいと思います。

まず、1点でございますが、防犯連絡員の活動に関する実態調査、アンケートの部分でございますが、この目的につきましては、防犯連絡員として、現在、市内で約550名の皆様に活動いただいておりますが、地域によって活動や内容に格差がございますので、防犯連絡員の活動に関する実態調査ということでアンケート調査をさせていただいて、今後の防犯連絡員のあり方を検討していきたいという意味合いで、アンケート調査をさせていただいているところでございます。

それから、防犯連絡員の関係でございますが、現在、防犯連絡員につきましては、50軒に1名の割合で連絡員を委嘱している現状でございます。防犯連絡員の活動につきましては、地域によってばらつきがございますので、平成22年度から組織の再編をしまして、年間を通した防犯パトロールの実施などをお願いしてまいりたいと考えております。

議長（市村博之君） 副市長渡邊千明君。

副市長（渡邊千明君） 緑の基金も含めた基金の活用に関する考え方について答弁させていただきます。

まず、基金全般に関してですけれども、それぞれ基金が置かれたときの事情というのがあるかと思えます。例えば寄附金を原資とする基金について申しますれば、寄附者の意思がどうであったのかというふうなことも関係しますし、それから特定の施設を建設するために資金を積み立てる基金というものであれば、それは当然のことながら特定の施設の建設のために充てられるべき財源というふうな考え方ができると思っております。

その上で、そういうものではなくて、例えば特定の行政目的達成のための事業に充てるような基金、これはいろいろな基金があると思えますけれども、そういった基金でありますれば、その基金の目的達成のために財源として有効に活用していくという考え方が大事かと思えます。ケースによっては条例を改正して財源に充てることもあり得るものというふうには考えております。

いずれにしても、具体的にどのような事業に充てるか、あるいはその基金の造成の経緯、こういったものを総合的に考えて判断してまいりたいと考えております。

議長（市村博之君） 大関久義君。

18番（大関久義君） 基金に関しましては、考え方の差異があるかと思っておりますが、いずれにしても、目的を持って積んできた基金であります。そしてまた、目的に沿って使わなければならないということも、考え方は一致していると思っております。眠っている基金を有効に使うということは、大変重要なことであり、また大事なことであると思えます。

しかし、今回は、私が申し上げているのは、多くの人から集めた基金を一部の人ができるような制度に、まず最初にそこから入っていくというのがおかしいと、そこを指摘しているのであります。多くの人から集めている基金、多くの人がある基金を利用できる、

そういうものから入っていただければ理解できたのかなという部分、大変強く思っている次第であります。

いずれにしても、基金、民主党が言っているような埋蔵金、そういうものではないと思います。目的を持って積み上げてきたものでありますので、時代に合わなくなった、時代のニーズのために目的を変える、それも必要であると思いますが、だとすれば、まずは多くの人々が利用できるようなものから入っていただければありがたいなと思っております。

行政区に関しましても、防犯に関しましても、私らの身近なところの問題であります。やはり説明責任我々は問われておりますので、説明責任がスムーズにいけるように、執行部と我々も協議をした中で進めていければ一番ありがたいなと思っております。

今後とも、こういう基金の運用については十分に理解をしていただいた上で運用されるよう要望いたしまして、私の一般質問を終わりにしたいと思います。

議長（市村博之君） 市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

市長（山口伸樹君） 私の方から、補足して最後に答弁をさせていただきたいと思っております。

このごみ減量化基金の今の使われ方なんですが、ごみ減量化基金については、ごみの袋の料金含めて約7,000万円近い収入がございます。当然、それに伴う経費が約3,300万円ほどありまして、残り3,400万円が毎年基金に積み立てられている状況でございます。

市の方といたしましては、今回、この3,400万円の一部を太陽光とエコキュート、それと笠間の緑のカーテンタウンづくり、さらには廃食油の回収、こういうものに充てさせていただいたところでございます。その事業費として約3,000万円見ておりますが、この中には、既に一般の多くの市民にかかわるような事業も既に実施しております。それにプラス、今回エコキュート関係とか太陽光を上乗せしたということでございますので、それだけで全部使ってしまうということではございませんので、その点についてはご理解をいただきたいなと思っております。

それと、太陽光とエコキュートがなぜかということなんですが、私としては、この太陽光については、笠間市だけでなく、温暖化対策として国や県が率先して既に補助事業を行っておりまして、これに上乗せをすることが普及の拡大が図られるということで、ほかのものよりは、これが一番効果があるのではないかなということで判断をさせていただきました。

それとあわせて、エコキュートに関しましては、通常の給湯器よりこの給湯器の場合は約50%のCO₂削減が図られるということでございますので、この2品目を対象として予算に計上させていただいたところでございます。

私どもとしては、今後、この地球温暖化対策というのは、政府も示しておりますように、

国においては2020年度までに90年比で25%の削減をするということを言っております。先般、それに対する基本計画が閣議決定されたわけですが、この中で例えば国内だけで25%削減するというと、今の家庭のCO₂は50%削減しなければならないというような方針が出されております。

我々笠間市としては、他の自治体では、今、県内ではつくば市が温暖化のいわゆるCO₂削減計画をつくっておりますが、私どもとしても、22年度にその計画を県内のほかの市町村より早目につくって、その中でさまざまな事業をやっていくことが、環境問題に取り組む笠間市の姿勢として見せていきたいというふうに考えておりました。そのためには安定的な財源が必要だということで、この基金を活用させていただいております。

ただ、今の時点で3,400万円入って、既に3,000万円の事業をしておりますので、足りない部分のいろいろな事業を今後行っていく上では、当然、家庭や企業やいろいろなところにCO₂削減の取り組みをお願いしていかねばならないと思いますので、基金で足りない部分は当然一般財源で予算化させて対応していきたいと思っておりますし、じゃあ何をやるんだというのは、今度のCO₂削減計画の中で、皆さんからも議会からもご意見をいただいて実施を決めていきたいと思っておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

以上です。

議長（市村博之君） 大関久義君の質問を終わります。

ここで暫時休憩いたします。

なお、14時20分に再開いたします。

午後2時10分休憩

午後2時21分再開

議長（市村博之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次、2番石田安夫君の発言を許可いたします。

2番（石田安夫君） 2番、一般質問を行います。

1として、戸別所得補償について、2として、行財政改革についてを伺います。

初めに、戸別所得補償制度について伺います。

自給率向上のための戦略作物等への直接助成、水田利活用自給力向上事業2,167億円と、自給率向上のための環境整備を図るための水田農業経営への助成、米戸別所得補償モデル事業3,371億円がありますが、水田利活用自給力向上事業は、水田を有効活用して、麦、大豆、米粉用米、飼料用米等の戦略作物の生産を行う販売農家に、交付単価10アール当たり麦、大豆は3万5,000円で県が1,000円を助成し3万6,000円、米粉用米、飼料用米は8万円などがあります。交付対象は、米の生産数量目標の達成にかかわらず助成対象となります。

また、米戸別所得補償モデル事業は、簡単に申しますと、米の生産数量目標の達成と水

稲共済加入で、販売農家に10アール当たり1万5,000円を直接支払いをする。ただし、自分のうちで食べるお米10アール分は除かれております。

そこで伺います、

平成21年度から、国において、米の生産調整に伴い、農家の戸別所得補償が実施されますが、転作作物や集団または個人により補助単価が21年度を下回る場合があるため、市単独での転作奨励に対する補助金5,000万円を計上しておりますが、として、市単独での転作奨励に対する補助金5,000万円の配分の仕方を伺います。

次に、飼料用米10アール当たり8万円の補助があります。また、買い上げは1キロ30円と伺っておりますが、飼料米の取り扱いについて具体的にお教えをいただきたいと思いません。

もう一つは、昨年減反をしなかった人が、ことし米の生産数量目標に即した水稻生産の実施計画書を出した場合について、具体的にお教えをください。

次に、行財政改革について伺います。

21年度施政方針の中に、行財政改革について、指定管理者制度の導入や民間委託、補助金の適正化、職員の定数削減など積極的に取り組んできたとございますが、指定管理者制度の導入や民間委託補助金の適正化、職員の定数削減など、具体的な今月までの効果を伺います。

また、平成18年の3市町合併から約5年目を迎えようとしておりますが、地域の平準化に力が注ぎ過ぎて、行財政改革に私は余り行政は取り組んでいなかったと考えております。合併した時点に立ち返るべきと思っております。行政のスリム化が随分おくれたと感じております。

4月に市長選がございますが、勝ち抜かれることをお祈りいたしますが、現時点での次の第2次行財政改革に対する市長の考え方を伺います。

以上、1回目の質問を終わります。

議長（市村博之君） 市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

市長（山口伸樹君） 石田議員の質問にお答え申し上げたいと思えます。

第2次行財政改革に対する私の考えでございますが、笠間市の行財政改革については、平成18年度に私が就任した後、笠間市行財政改革大綱及び実施計画を来年度の平成22年度までの5カ年計画として策定し、これまでに指定管理者制度の導入や民間委託、補助金の適正化、職員の定数削減など、私としては積極的に取り組んできたところでございます。

そういう中で、4年間では、議員の皆さんの定数削減除いて、金額的には約32億円近い金額を行政改革によって削減できたと思っております。さらには、職員も70名近くを削減してきたところでございます。

今後は、景気低迷に伴う歳入の減少などが見込まれておりますので、より一層効果的、

効率的な行政運営と歳出構造の改善を図るためにも、23年度からの新しい計画をこの22年度の早い時期に第2次行政改革大綱、5カ年計画になろうかと思いますが、それらを策定して、23年度の予算に反映できるように努めてまいりたいと考えております。

具体的には、行政が実施すべき事業とそうでない事業、改めて見直しを行うとともに、各種審査会や予算編成などの政策決定までの経過を含め、積極的に情報の公開と提供を行っていききたいと考えております。さらに、地方分権にふさわしい行政組織として、行政評価、人材育成、財政運営などの内部運営の仕組みを確立していききたいと考えております。

私としては、その中でも、特に事務事業の見直しを行っていききたいと思っております。今までいろいろな事業を合併前から現在まで、合併後も継続やら新規事業ということで行ってまいりました。これらの事業が、効果を含めて今後も事業としてサービスを提供していくことが必要なのか、場合によっては縮小してもいいのか、拡大するものなのか、場合によっては廃止をするものなのか、それを事業ごとにしっかりと検証することが、私は必要なのではないかなと思っております。

そして、そういう見直しによって削減を図り、その削減した経費を新たな行政ニーズに投資していくということが、行政改革の最終的な目的になるわけでございますので、一生懸命取り組んでいきたいと思っております。

以上です。

議長（市村博之君） 産業経済部長岡井俊博君。

〔産業経済部長 岡井俊博君登壇〕

産業経済部長（岡井俊博君） 2番石田議員のご質問にお答えいたします。

戸別所得補償制度についてでございますが、本制度は国の農政の大転換と言える制度で、意欲ある農家が水田農業を維持できる環境を整えることを目的に、米の生産数量目標に即して生産を行った販売農家を対象とする米戸別所得補償モデル事業と、主食用米を作付しない水田を活用して麦、大豆、飼料用米などの生産を行う販売農家に対し、主食用米並の所得確保を目的とする水田利活用自給力向上事業の二つの事業が、平成22年度より実施されます。

ご質問の市単独で転作奨励に対する補助金5,000万円の配分についてでございますが、国の水田利活用自給力向上事業に上乘せをいたしまして、これまで本市の転作に大きく貢献していただいた集落営農組織や農業者に対し、昨年と同水準の単価になるように支援措置をする考えでございます。市単独補助金の対象者は、米価の安定と遊休農地の防止を図る観点から、転作達成者のみに行う予定でございます。

具体的にというお話でございますが、個人の方が転作達成要件になっておりますが、具体例としまして、平成22年度の交付単価における野菜を例にとりますと、野菜の奨励金でございますが、平成22年度の国における交付単価は10アール当たり8,000円となります。昨年度までは、国と市の交付単価の合計が10アール当たり1万円でございますので、差額

であります10アール当たり2,000円が上乗せということになります。それらについては、生産調整達成者のみに交付するという考えでございます。

続きまして、飼料用米の取り扱いでございますが、飼料米については、新制度において新規事業米として奨励されており、湿田でも作付できることから、有効な作物であると思っております。市としても、重点的に推進する考えでございます。

推進する上で、課題あるいは懸案となっております販売先につきましては、肥料会社、畜産農家等の意見調整を行い、十分な需要量を確保いたしました。

また、集荷については、大容量のフレコンバックでなければ入荷できないことから、農協や集荷業者の話し合いの結果、仲介業務を担っていただくことで了解をいただいております。このことで、小規模農家も飼料用米の作付に取り組むことができる体制を整備いたしました。

なお、現在は、飼料用米の作付の拡大に向けて、飼料米専用品種の種もみのあっせん、作付予定農家に対する戸別指導や助言、集落営農組織への推進説明会を実施しております。

次に、計画書でございますが、新しい制度になったことから、これまでお願いしておりました実施計画書のほかに、国の交付金を受けるための加入申請や交付申請などのさまざまな手続がございます。これらにつきましては、より多くの農家が新たな交付制度のメリットを受けられるよう、農家組合長会議や集落営農組織単位での説明会の中で十分周知を図ってまいりたいと思っております。

以上であります。

議長（市村博之君） 市長公室長青木 繁君。

〔市長公室長 青木 繁君登壇〕

市長公室長（青木 繁君） 2番石田議員の行財政改革の中で、今月までの効果ということでご質問にお答えいたします。

行財政改革大綱実施計画の平成20年度実績につきましては、「広報かさま」21年9月号において約16億5,200万円の効果があつたことを報告しております。

今年度の実績につきましては、現在実施中の改革項目もありますので、年度末にならないと効果が計算できないものもございまして、効果があつた主なものといましては、事務事業の見直しでは、小学校2校の給食調理業務の民間委託により800万円の削減、放課後児童クラブの運営業務の民間委託による利用者サービスの向上がございました。

それから、職員の意識改革と資質の向上では、窓口サービス、アンケートや各種研修を実施しまして、市民の意見をもとに必要な改善を行い、行政サービスのさらなる質の向上を図っております。

次に、定員管理と給与の適正化では、定員適正化計画の推進により、平成21年4月1日現在において、平成22年4月1日現在の数値目標780人を1年前倒して達成することができました。

次に、財政運営健全化では、事業負担金の繰上償還によりまして約6,000万円の削減効果が、また本年末には高利率地方債の繰上償還を予定しているところでございます。

その他、各事務事業においては、政策の見直しや職員の自助努力による経費削減を行い、選挙費用の削減、約170万円でございますが、同時施工による工事費の削減では約3,900万円、それから管理職手当の10%削減、約400万円などがございました。

以上でございます。

議長（市村博之君） 石田安夫君。

2番（石田安夫君） 行財政改革の方なんです、市長の答弁で、全体で32億円ということ、人員を70名削減したという話でございますが、今の部長の答弁だと、20年は16億あった、19年、18年の数字がわかれば教えていただきたいと思います。

あと、市の補償金、前年度補償金並みに補償されるということで認識しましたが、具体的に例を挙げて提示してもらえればと思います。

また、どういうふうに言ったらいいかわからないんですけども、この辺ではないんですけども、二毛作の場合、例えば1町歩やっているということで、6割を普通のお米をつくって、あと4割を飼料米をつくったと。それが終わって、次に麦をつくったと。そういう場合、麦の場合の補助金は多分1万5,000円なんですけれども、げたの部分が二毛作の場合あるかないか、それだけちょっとお願いしたいと思います。

2回目の質問終わります。

議長（市村博之君） 市長公室長青木 繁君。

市長公室長（青木 繁君） 石田議員の再度の質問の中で、今までの全体的な削減額と、先ほど私の方からは年度の削減額の中で、18年度からずっと数字を出していただきたいという話なんです、手持ちに資料がございませんので、20年度については細かく持っているんですが、後で数字的には報告させていただきたいと思います。

議長（市村博之君） 産業経済部長岡井俊博君。

産業経済部長（岡井俊博君） 再度のご質問にお答えいたします。

二毛作の例でございますけれども、二毛作については、奨励制度については、げたというんですか、上乘せがございまして。米を終わってから麦あるいは大豆を作付するというようなときには、上乘せということで、国の補助、市の補助も助成事業として上げてございます。

以上でございます。

議長（市村博之君） 石田安夫君。

2番（石田安夫君） 二毛作は一応1万5,000円出るということになっているんですが、麦、大豆については水田経営所得安定対策に基づく生産条件不利益補償交付金げた交付を別途交付するという事になっているんです。だから、二毛作の1万5,000円と、げた部分の小麦であれば4万円、大豆であれば2万7,000円が出るとなっているんですが、どう

いう理解でいいんですかということなんです。

議長（市村博之君） 産業経済部長岡井俊博君。

産業経済部長（岡井俊博君） 1反歩当たり、先ほど1万5,000円プラス国3万5,000円、市補助3万1,000円ということで、合計8万1,000円ということで、げたということでそのものが交付されるということでございます。

2番（石田安夫君） ちょっとおかしいな。

議長（市村博之君） 3回ですから、暫時休憩します。

午後2時43分休憩

午後2時44分再開

議長（市村博之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

産業経済部長岡井俊博君。

産業経済部長（岡井俊博君） 先ほど言ったように、二毛作についての補償はつきます。最初にお答えしたとおり、二毛作に対する補償はつくということでご理解いただければと思います。

2番（石田安夫君） 補償はつくんだけど、げた部分のやつもプラスアルファされるのかと。

議長（市村博之君） 暫時休憩します。

午後2時44分休憩

午後2時44分再開

議長（市村博之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁をお願いします。

産業経済部長（岡井俊博君） 先ほどご説明したように、野菜の例でいきますと、平成22年度の交付単価に上乘せしまして、22年度の交付単価は1反歩当たり8,000円でございます。野菜の例で、先ほど言いましたように昨年度は1万円でございます。今回、市の制度としまして、差額補てんである野菜で言えば2,000円が上乘せになるということでございます。

議長（市村博之君） 納得しましたか、回答に。

2番（石田安夫君） いいですか。

議長（市村博之君） 3回終わっているんですよ。

暫時休憩します。

午後2時44分休憩

午後2時45分再開

議長（市村博之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。
石田安夫君の質問を終わります。

散会の宣告

議長（市村博之君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。
本日はこれにて散会いたします。
なお、次の本会議はあす17日午前10時から開きますので、時間厳守の上ご参集ください。
大変ご苦労さまでした。

午後2時45分散会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する

笠間市議会議長 市 村 博 之

署名議員 鈴 木 貞 夫

署名議員 西 山 猛